

# 第6回 東京都北区景観づくり審議会 配付資料一覧

## 審議会の進行に関する資料

- 第6回 東京都北区景観づくり審議会 次第
- 東京都北区景観づくり審議会委員名簿

## 議事に関する資料

- |   |        |
|---|--------|
| (1) 中央公園周辺地区の景観形成重点地区の指定について                            | 資料1    |
| ・ 中央公園周辺地区の景観形成重点地区の指定について                              | ・・・1-1 |
| ・ 中央公園周辺地区の概要,目標,方針,形成基準について                            | ・・・1-2 |
| ・ 一般地区と重点地区の比較表   | ・・・別添1 |
| ・ 景観まちづくりニュース(第1号)                                      | ・・・別添2 |
| ・ 景観まちづくりニュース(第2号)                                      | ・・・別添3 |
| ・ 景観まちづくりニュース(第3号)                                      | ・・・別添4 |
| ・ 景観まちづくりニュース(第4号)                                      | ・・・別添5 |
| ・ 住民説明会記録   | ・・・別添6 |
| ・ 東京都意見照会(回答)   | ・・・別添7 |
| <br>  |        |
| (2) 新景観百選等の認定および中央公園周辺地区の景観形成重点地区の指定に伴う北区景観づくり計画の変更について | 資料2    |
| ・ 新景観百選等の認定に伴う北区景観づくり計画の変更について                          | ・・・2-1 |
| ・ 北区景観百選(1998年認定)位置図                                    | ・・・2-2 |
| ・ 北区新景観百選(2019年認定)位置図                                   | ・・・2-3 |
| ・ 景観づくりニュース 第5号   | ・・・別添1 |

# 第6回 東京都北区景観づくり審議会 次第

令和元年10月10日(木)  
午前 10時～  
北区役所第一庁舎第一委員会室

- |   |         |   |            |
|---|---------|---|------------|
| 1 | 開       | 会   | 横尾 まちづくり部長 |
| 2 | 委員等の紹介  |   | 横尾 まちづくり部長 |
| 3 | 出席委員数報告 |   | 都市計画課      |
| 4 | 資料の確認   |   | 都市計画課      |
| 5 | 正副会長の選出 |   | 横尾 まちづくり部長 |
| 6 | 議       | 事   | 景観づくり審議会会長 |
|   | (1)     | 中央公園周辺地区の視察   |            |
|   | (2)     | 中央公園周辺地区の景観形成重点地区の指定について                                |            |
|   | (3)     | 新景観百選等の認定および中央公園周辺地区の景観形成重点地区<br>の指定に伴う北区景観づくり計画の変更について |            |
| 7 | 閉       | 会   | 横尾 まちづくり部長 |

# 東京都北区景観づくり審議会委員名簿

(令和元年9月2日現在)

## 第一号委員（学識経験者）

北原 理雄	(きたはら としお)	千葉大学名誉教授（建築）
吉村 晶子	(よしむら あきこ)	名城大学教授（工学）
雨宮 護	(あめみや まもる)	筑波大学准教授（システム情報系社会工学）
村井 祐二	(むらい ゆうじ)	(株)計画設計・インテグラ代表取締役 (北区景観アドバイザー)

## 第二号委員（区議会議員）

松沢 よしはる	(まつざわ よしはる)	区議会議員
くまき 貞一	(くまき ていいち)	区議会議員
永井 朋子	(ながい ともこ)	区議会議員
赤江 なつ	(あかえ なつ)	区議会議員

## 第三号委員（区民）

安住 孝史	(やすずみ たかし)	画家
遠藤 千代美	(えんどう ちよみ)	元美しい景観をつくる都民会議会員
木佐貫 正	(きさぬき ただし)	(一社)東京都建築士事務所協会北支部長
宮川 淳子	(みやかわ じゅんこ)	北区スクールコーディネーター連絡協議会代表
矢吹 静子	(やぶき しずこ)	北区男女共同参画審議会委員

## 第四号委員（関係行政機関）

荒川 泰二	(あらかわ たいじ)	国土交通省関東地方整備局 荒川下流河川事務所長
吉野 静夫	(よしの しずお)	東京都第六建設事務所長
大越 周一	(おおこし しゅういち)	警視庁赤羽警察署長

## 第五号委員（区職員）

中嶋 稔	(なかじま みのる)	政策経営部長
関根 和孝	(せきね かずたか)	地域振興部長
藤野 浩史	(ふじの ひろし)	生活環境部長

## 議事に関する資料

### (1) 中央公園周辺地区の 景観形成重点地区の指定について

- 中央公園周辺地区の景観形成重点地区の指定について   •• 1-1
- 中央公園周辺地区の概要,目標,方針,形成基準について   •• 1-2
- 一般地区と重点地区の比較表   •• 別添1
- 景観まちづくりニュース（第1号）   •• 別添2
- 景観まちづくりニュース（第2号）   •• 別添3
- 景観まちづくりニュース（第3号）   •• 別添4
- 景観まちづくりニュース（第4号）   •• 別添5
- 住民説明会記録   •• 別添6
- 東京都意見照会（回答）   •• 別添7

## 中央公園周辺地区の景観形成重点地区の指定について

### 1. 要 旨

「北区景観づくり計画」では、良好な景観を有し、地区独自の目標に向けた景観づくりを進めていく必要がある地区を「特定地区」として9地区指定している（下表参照）。

特定地区には、特に良好な景観づくりを重点的に推進する「景観形成重点地区」3地区と、それに準じた地区で今後の積極的な景観づくりにより景観形成重点地区を目指す「景観形成方針地区」6地区を指定している。

今回、景観形成方針地区の一つである「中央公園周辺地区」について、景観形成重点地区の指定に向けた取組みを進め、地域住民への原案説明会を経て「案」をまとめたところである。

ついては、中央公園周辺地区の景観形成重点地区（案）について、諮問する。なお、この後、景観法に基づき、都市計画手続きに準じた関係住民の意見募集や北区都市計画審議会への意見照会等を行い、北区景観づくり審議会の諮問・答申を経て、景観形成重点地区に指定することといたしたい。

（参考）

特定地区の種別	地区名
景観形成重点地区 （3地区）	西が丘地区、隅田川沿川地区、 旧古河庭園周辺地区
景観形成方針地区 （6地区）	飛鳥山公園周辺地区、石神井川沿川地区、 崖線沿線地区、都電沿線地区、 荒川沿川地区、 <u>中央公園周辺地区</u>

### 2. 経 過

平成27年	4月	東京都北区景観づくり条例施行（景観行政団体）
	同年	9月 北区景観づくり計画策定
平成30年	2月	北区景観づくり審議会 取組を開始する旨の報告を行う。
	同年	11月～ 景観ワークショップの開催（計3回）
令和元年	8月	重点地区指定に係る原案の住民説明会開催 景観法に基づく東京都への意見照会及び回答

### 3. 景観形成重点地区の原案

別紙 1 - 2 のとおり

(参考)

#### 【中央公園周辺地区の景観形成基準の特徴】

##### ①届出対象建築物

建築物の高さが 15m以上または延床面積 800 m<sup>2</sup>以上

##### ②景観形成基準

中央図書館前区道の沿道の景観形成に重点を置き基準を設定。

- ・沿道の建築物は圧迫感を軽減する配置とする。
- ・外壁の素材や意匠はレンガの街並みと調和する配慮をする。
- ・夜間の景観に配慮し公園や道路側に過度な照明を向けない。

### 4. 今後の予定

令和元年 10月 案への意見募集の実施

同年 11月 北区都市計画審議会へ意見照会

令和2年 1月 第7回景観づくり審議会（答申）

同年 4月 景観形成重点地区へ指定

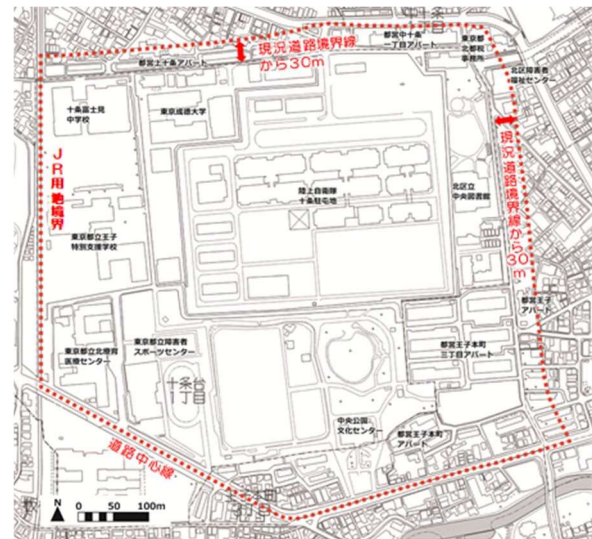
## 中央公園周辺地区

### 1) 地区の概要と「区域の設定」

公園や陸上自衛隊十条駐屯地、教育施設や集合住宅など、大規模な土地利用が大半を占めるこの地区は、公共施設等を中心にゆとりのある、みどり豊かな景観が形成されています。

軍用地跡地に整備された中央公園、既存の赤レンガ倉庫を活かした中央図書館など、地区内の景観資源との調和に配慮した景観づくりを図るため、特性に応じた景観づくりを進めることが望ましい地区です。

中央公園周辺の区域



位置

上十条1丁目、中十条1丁目、王子本町2丁目、王子本町3丁目、十条台1丁目各地内

### 2) 景観まちづくりの目標

中央公園周辺地区の景観特性を踏まえ、以下のとおり景観まちづくりの目標を設定し、地区住民の皆様と協働しながら、良好な景観づくりをめざします。

#### 1 みどり豊かでゆとりの感じられる景観を保全します

陸上自衛隊十条駐屯地や十条富士見中学校、東京都立北療育医療センターなどの公共施設等が立地し、大規模な土地利用が中心となっています。また、中央公園周辺を中心に並木が整備され、みどり豊かな景観が形成されています。建替えなどにあたっては、みどりを保全しゆとりの感じられる景観を維持します。

#### 2 うるおいのある景観を演出するため、緑化に努めます

公共施設等とともに、都営王子本町アパートなどの集合住宅や、閑静な住宅地も見られます。地区一帯のみどりを保全するとともに、新たなみどりの創出を図り、花とみどりがあふれるうるおい豊かな景観づくりに努めます。

#### 3 景観資源と調和したまちなみの形成を図ります

既存の赤レンガ倉庫を活かして整備された中央図書館、旧陸軍東京第一造兵廠(兵器工場)の建物を利用した中央公園文化センター、北区景観賞の東京成徳大学十条台キャンパス、既存のレンガを再利用した十条富士見中学校の外塀などの景観資源と調和するまちなみの形成を図ります。

### 3) 良好な景観づくりに関する方針（景観法第8条第3項）

景観まちづくりの目標を実現するための方針として、以下のとおり良好な景観づくりに関する方針を定めます。

#### 1 公共施設等や大規模な建築物の整備にあたり、景観に配慮します

- ・ 公共施設等や大規模な建築物の整備にあたっては、良好な景観を損なわないように既存の樹木や建築物等の配置に配慮し、うるおいとゆとりのある地区の良好な景観の保全に努めます。

#### 2 身近な空間における緑化を進めます

- ・ 地区全体のみどりを活かしながら、道路に面した空地や庭先などの身近な空間への緑化により、花とみどりがあふれるうるおいのある景観づくりを進めます。

#### 3 地区内の景観資源と調和した、地区にふさわしい景観づくりに努めます

- ・ 地区内に点在する景観資源を活かし、周辺のまちなみと調和したデザインとなるよう配慮し、地域の雰囲気合った景観づくりに努めます。



#### 4) 景観形成基準（景観法第8条第2項第2号）

中央公園周辺地区の良好な景観づくりを図るため、景観まちづくりの目標や方針を踏まえて、以下のとおり景観形成基準を定め、事前協議や届出をとおして助言や指導を行うことにより、良好な景観づくりを誘導します。

### 建築物

#### <届出行為>

- ・大規模な建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（景観計画の基準に適合していない塗替を含む）

#### <届出規模>

- ・建築物の高さが15m以上又は延べ面積が800㎡以上

#### <景観形成基準>

次表のとおりとします。

項目	景観形成基準
配置	<b>【配置】</b> ○建築物の壁面の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、沿道のまちなみに配慮した配置とします。 ○建築物は、道路側にオープンスペースや植栽などを設け、道路への圧迫感を軽減するような配置とします。
高さ ・ 規模	<b>【高さ】</b> ○建築物の高さは、土地利用に応じてまちなみのスカイラインとの調和を図り、道路に面した敷地や、中央公園に隣接した敷地では、道路や中央公園への圧迫感に配慮し、突出した高さとならないようにします。
形態 ・ 意匠 ・ 色彩	<b>【形態・意匠】</b> ○建築物の形態・意匠は、建築物自体及び隣接する建築物とのバランスを含め、中央公園周辺地区のまちなみに調和したものとします。 ○低層部については、外壁の素材や意匠についてレンガを利用しているまちなみと調和するよう配慮します。 ○建築物の外壁は、長大な壁面を生じさせないようにし、壁面を分割するなど、道路や中央公園への圧迫感に配慮します。 <b>【色彩】</b> ○建築物の外壁や屋根の色彩は、別途定める色彩基準に適合するようにし、低・中彩度の範囲内を原則として、落ち着いたある雰囲気となるよう、周辺との調和に配慮します。強い色調はアクセントとして用いるにとどめます。

項目	景観形成基準
形態 ・ 意匠 ・ 色彩	<p><b>【ベランダ・バルコニー等】</b></p> <p>○ベランダ・バルコニーや付随する構造物などは、形やデザインについて建築物本体との調和を図るとともに、道路や中央公園からの見え方についても配慮します。</p>
公開 空地 ・ 外構 ・ 緑化 等	<p><b>【外構】</b></p> <p>○外構計画は、隣接する敷地や道路など、周辺のまちなみとの調和を図った色調や素材とします。</p> <p>○道路沿いにオープンスペースを確保し、道路などの公共空間や隣接するオープンスペースとの連続性に配慮して、まちなみと調和した一体的な空間とします。</p> <p><b>【緑化】</b></p> <p>○敷地内は、道路に面する部分の緑化を図り、沿道の緑との連続性を確保し、うるおいのある空間を創出します。</p> <p><b>【附帯施設】</b></p> <p>○建築物に付随する室外機などの設備機器等は、道路から直接見えないように設置位置を工夫するとともに、建築物との調和に配慮します。</p> <p>○駐車場・駐輪場は、配置やデザインについても配慮します。また、周囲に生垣等の緑化を行うなど、道路からの見え方にも配慮します。</p> <p>○廃棄物保管所は、配置や仕上げについて、まちなみとの調和に配慮します。</p>
その他	<p><b>【照明】</b></p> <p>○夜間の景観を落ち着きのあるものとするため、過度な照明を道路や中央公園に向けないようにします。</p>

色彩基準は、次表に定めるとおりとします。

基準の適用部位	色相	明度	彩度
外壁基本色 <sup>※1</sup>	R	4 以上 8.5 未満の場合	6 以下
		8.5 以上の場合	1.5 以下
	0YR～4.9YR	4 以上 8.5 未満の場合	4 以下
		8.5 以上の場合	1.5 以下
	5.0YR～5.0Y	4 以上 8.5 未満の場合	6 以下
		8.5 以上の場合	2 以下
その他	4 以上 8.5 未満の場合	2 以下	
	8.5 以上の場合	1 以下	
強調色 <sup>※1</sup>	R	—	6 以下
	0YR～4.9YR		4 以下
	5.0YR～5.0Y		6 以下
	その他		2 以下
アクセント色 <sup>※1</sup>	—	—	—
屋根色 (勾配屋根)	5.0YR～5.0Y	6 以下	4 以下
	その他		2 以下

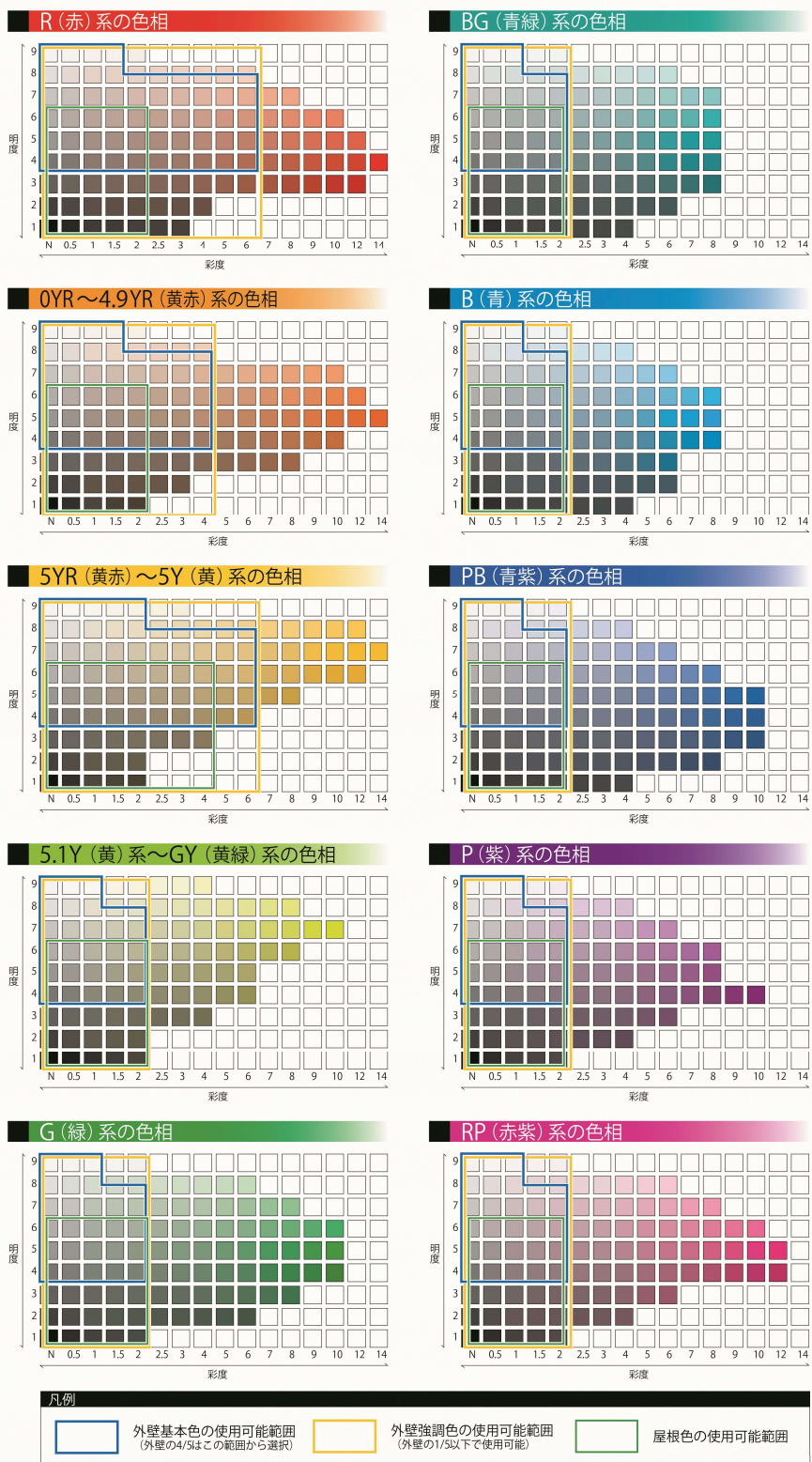
※1 外壁基本色：外壁各面の 4/5 以上で使用可能

強調色：外壁各面の 1/5 以下で使用可能

アクセント色：外壁各面の 1/20 以下で使用可能

強調色とアクセント色の総量は外壁各面の 1/5 以内とします。

※ その他、良好な景観の形成に貢献するなど、本計画の実現に資する色彩計画については、景観づくり審議会の意見を聴取した上で、この基準によらないことができる。



図：株式会社カラープランニングセンター作成

- ※ 印刷物による発色と実際のマンセル値は色彩が異なります。
- ※ 上図は、前ページの表の一部を参考に示したものです。

## 工作物

### <届出行為>

- 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（景観計画の基準に適合していない塗替を含む）

### <届出規模>

- 建築基準法第 88 条に規定する工作物（確認申請が必要な工作物）及び北区条例規則で定める工作物（北区景観づくり計画 P.103 参照）

### <景観形成基準>

次表のとおりとします。

項目	景観形成基準
配置	【配置】 ○道路などの公共空間と連続したオープンスペースの確保や、配置の工夫など、まちなみとの調和に配慮します。
高さ ・ 規模	【規模】 ○まちなみに調和し圧迫感を感じさせないような間隔を確保します。 ○道路への圧迫感を感じる長大な壁面の工作物とならないよう配慮します。
形態 ・ 意匠 ・ 色彩	【形態・意匠】 ○工作物の形態・意匠は、周辺のまちなみとの調和に配慮します。 ○擁壁は壁面緑化などにより、周辺のまちなみとの調和やうるおいの創出に努めます。 【色彩】 ○工作物の色彩は、建築物の景観形成基準における色彩基準への適合を図り、まちなみとの調和に配慮します。強い色調は、アクセントとして用いるにとどめます。
緑化	【緑化】 ○道路沿いを中心に敷地内や壁面などを緑化することにより、まちなみとの調和やうるおいの創出に努めます。

※ 工作物の色彩については、建築物の外壁基本色の基準と同様とします。ただし、他の法令等で使用する色彩が決められているものは、この限りではありません。また、橋梁等で区民になじみが深く、地域のイメージの核となっており、地域のランドマークの役割を果たしているもの、その他、良好な景観の形成に貢献するなど、本計画の実現に資する色彩計画については、景観づくり審議会の意見を聴取した上で、この基準によらないものにてできることとします。

## 開発行為

### <届出行為>

- ・都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

### <届出規模>

- ・開発区域面積が500㎡以上

### <景観形成基準>

次表のとおりとします。

項目	景観形成基準
土地利用	<ul style="list-style-type: none"><li>○周辺のまちなみとの調和に配慮した土地利用計画とします。</li><li>○区画割りによって不整形な土地が生じる場合には、緑地や小広場として活用するなど、地域の良い景観づくりに配慮します。</li><li>○区画は、オープンスペースが道路などの公共空間や隣接するオープンスペースと連続的になるよう配慮します。</li><li>○電線類は、道路を新たに整備する際に地中化したり目立たない場所に設置する等の工夫をします。</li></ul>
造成等	<ul style="list-style-type: none"><li>○大幅な地形の改変を避け、長大な擁壁や法面などが生じないようにします。</li><li>○擁壁や法面では、壁面緑化等を行うことにより圧迫感を軽減します。</li></ul>

※「中央公園周辺地区」の景観形成重点地区指定に向け、他の3つの重点地区の景観形成基準の特徴を分析する。

項目	一般地区（P.99～）	景観形成重点地区			景観方針地区
		①西が丘地区（P.112～）	②隅田川地区（P.121～）	③旧古河庭園地区（P.129～）	④中央公園周辺地区 基準(原案)
建築物	配置 ○建築物は、周辺への圧迫感や違和感がないように、壁面の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、まちなみとの調和に配慮します。	○建築物の壁面の道路及び隣地境界からの後退距離は、別途定める基準によるものとし、圧迫感をやわらげます。 ただし、道路に面して店舗がある場合は、1階部分のみを後退させ、歩行者や来店者が好感を持てるような、ゆとりのある配置となるよう配慮します。	○敷地が水域に接する場合は、水域側にオープンスペースを設け、圧迫感を軽減するよう配置とします。 ○建築物の壁面の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、隅田川沿いのまちなみに配慮した配置とします。 ○隅田川に建築物の顔を向けた配置とします。 ○敷地内やその周辺に歴史的な資源や残すべき自然などがある場合は、これらを活かした配置とします。	○隣地間隔や隣棟間隔を十分確保し、庭園からの眺望の開放感を阻害しないようにします。また、周辺のまちなみに配慮した配置とします。 ○敷地内に庭園の築造と関係のある歴史的な重要な遺構や、残すべき自然などがある場合は、これらを活かした建築物の配置とします。	○建築物の壁面の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、沿道のまちなみに配慮した配置とします。 ○建築物は、道路側にオープンスペースや植栽などを設け、道路への圧迫感を軽減するよう配置とします。
高さ・規模	【高さ】 ○建築物の高さは、土地利用に応じて、まちなみのスカイラインとの調和を図ります。	【高さ】 ○建築物の高さは、土地利用に応じて、まちなみのスカイラインとの調和を図ります。 【規模】 ○建築物の敷地面積は、別途定める基準によるものとし、ゆとりのある敷地規模を保つよう配慮します。	【高さ】 ○建築物の高さは、土地利用に応じて、まちなみのスカイラインとの調和を図り、著しく突出した高さの建築物は避けます。 ○隅田川の水上、対岸、橋梁などの主要な眺望点*（道路・河川・公園など）からの見え方に配慮します。	【高さ】 ○建築物の高さは、庭園内部の主要な眺望点からの見え方をシミュレーションし、庭園からの眺望を阻害する高さや規模とならないように配慮します。 ○庭園外周部と隣接している敷地においては、庭園外周部の樹木の高さを著しく超えることのないよう計画します。	【高さ】 ○建築物の高さは、土地利用に応じてまちなみのスカイラインとの調和を図り、道路に面した敷地や、中央公園に隣接した敷地では、道路や中央公園への圧迫感に配慮し、突出した高さとならないようにします。
形態・意匠・色彩	【形態・意匠】 ○建築物の形態・意匠は、まちなみとの調和に配慮します。 ○ファサード*（建物の正面）は、地域のまちなみに調和したデザイン、材質、色彩を工夫します。 ○低層部については、特に外壁の素材やデザインに配慮し、必要に応じて一部を歩行者に開放するなどまちなみ全体に配慮します。 【色彩】 ○外壁の色彩については、別途定める色彩基準に適合するようにし、景観を損ねるような過剰な色彩はできるだけ避け、周囲の景観に配慮します。 ○屋根の色彩は、周囲の景観から突出しないように明度*や彩度*を抑えた色彩を用いるよう配慮します。	【形態・意匠】 ○建築物の形態・意匠は、まちなみとの調和に配慮します。 【色彩】 ○外壁の色彩は、別途定める色彩基準に適合するようにし、低・中彩度の範囲内を原則としてまちなみとの調和に配慮します。強い色調は、アクセントとして用いるにとどめます。 ○屋根の色彩は、外壁の基調となる色彩にあわせて、落ち着いた雰囲気となるよう、まちなみとの調和に配慮します。 【ベランダ・バルコニー】 ○ベランダ・バルコニーや外階段、外廊下、窓台については、建築物の形態にあわせ落ち着いた雰囲気となるよう配慮します。 ○ベランダ・バルコニーなどは、形態の工夫により、洗濯物などについて、道行く人々に対する景観に配慮します。	【形態・意匠】 ○建築物の形態・意匠は、建築物自体のバランスだけでなく、隅田川沿いの周辺のまちなみとの調和を図ります。 ○建築物の外壁は、隅田川に面して長大な壁面を避けるなど、圧迫感を軽減を図ります。 ○建築物の屋根・屋上に設備などがある場合は、建築物と一体的に計画するなど、周囲からの見え方に配慮します。 【色彩】 ○建築物の外壁や屋根の色彩は、別途定める色彩基準に適合するようにし、低・中彩度の範囲内を原則として周辺との調和に配慮します。強い色調は、アクセントとして用いるにとどめます。 【ベランダ・バルコニー】 ○ベランダ・バルコニーや設備などは、建築物本体との調和を図り、形やデザインに配慮します。	【形態・意匠】 ○建築物全体及び隣接する建築物等との形態のバランスを検討し、特に庭園景観の背景としてふさわしい落ち着いた意匠とします。 ○建築物の外壁は、長大な壁面を生じさせないようにし、壁面を分割するなど、庭園からの眺望に対して、圧迫感を感じさせないようにします。 ○建築物の外装材は、反射素材などの庭園からの眺望を阻害する素材の使用は避けるようにします。屋根、屋上に設備がある場合、庭園側に露出させないようにします。 ○建築物の屋根・屋上は、突出した形状を避け、庭園外周部の樹木のスカイラインと調和したものとします。 【色彩】 ○建築物の外壁や屋根の色彩は、別途定める色彩基準に適合するようにし、低・中彩度の範囲内を原則として周辺との調和に配慮します。強い色調は、アクセントとして用いるにとどめます。 【ベランダ・バルコニー等】 ○ベランダ・バルコニーや付随する構造物などは、形やデザインについて建築物本体との調和を図るとともに、道路や中央公園からの見え方についても配慮します。	【形態・意匠】 ○建築物の形態・意匠は、建築物自体及び隣接する建築物とのバランスを含め、中央公園周辺地区のまちなみに調和したものとします。 ○低層部については、外壁の素材や意匠についてレンガを利用しているまちなみと調和するよう配慮します。 ○建築物の外壁は、長大な壁面を生じさせないようにし、壁面を分割するなど、道路や中央公園への圧迫感に配慮します。 【色彩】 ○建築物の外壁や屋根の色彩は、別途定める色彩基準に適合するようにし、低・中彩度の範囲内を原則として、落ち着いた雰囲気となるよう、周辺との調和に配慮します。強い色調はアクセントとして用いるにとどめます。 【ベランダ・バルコニー等】 ○ベランダ・バルコニーや付随する構造物などは、形やデザインについて建築物本体との調和を図るとともに、道路や中央公園からの見え方についても配慮します。

項目	一般地区 (P.99～)	景観形成重点地区			景観方針地区
		①西が丘地区 (P.112～)	②隅田川地区 (P.121～)	③旧古河庭園地区 (P.129～)	④中央公園周辺地区 基準(原案)
公開空地・外構・緑化等	<p>【外構】 ○外構計画は、隣接する敷地や道路など、まちなみとの調和を図った色調や素材とします。</p> <p>【緑化】 ○敷地境界の生垣化、屋上や壁面の緑化など、敷地内の緑化に配慮します。また、建築物の入口部分などにスペースを確保し、緑化するなどの工夫をします。 ○公開空地を確保し、外からもみどりが見えるようにしたり、柵や塀を緑化するなど、道路から見える位置に緑化するように工夫をします。</p> <p>【附帯施設】 ○建築物に附帯する構造物や設備等は、建築物本体との調和を図ります。 ○外部に露出した屋上の貯水槽や冷暖房の室外機などの設備機器類は、外部から直接見えないようにし、建物と違和感のないデザインにします。 ○住宅のガス・水道などのメーター類や郵便受けなどはデザイン上の配慮をします。 ○駐車場は、まちの景観を損ねないように配置し、地下等に駐車場を設ける場合は、駐車場への出入口について景観上配慮します。また、車路となる路面には景観を意識した舗装をしたり、駐車するスペースの周辺には目かくし効果となる緑化を施すなど、工夫をします。 ○駐輪場を適切に設置し、まちなみの景観を損なわない配置やデザインとなるよう配慮します。</p>	<p>【外構】 ○外構計画は、隣接する敷地や道路など、まちなみとの調和を図った色調や素材とします。</p> <p>【垣塀柵】 ○垣塀柵について道路に面して設けるものは、生垣とするなどうるおいのある空間への寄与に配慮します。 ○垣塀柵は適度に敷地の内部が確かめられるような仕様にすることで、地域の景観や防犯に配慮します。 ○垣塀柵の色彩は、建築物の基調色と同様の基準とし、まちなみに配慮します。 ○垣塀柵の高さは、人の視線を妨げない高さとなるよう配慮します。やむを得ずこれを超える場合は、色彩、素材を工夫し圧迫感のないものとします。</p> <p>【緑化】 ○窓先や庭先には草木を飾るなど、うるおいを創出するとともに、落ち着いた空間を演出します。 ○既存の樹木をできるだけ保存するよう配慮します。 ○敷地内は、敷地面積に対する緑化の割合が、北区みどりの条例における緑化面積の基準による数値を満たすように配慮します。</p> <p>【附帯施設】 ○駐車場や物置などは、まちなみの景観を損なわないよう配慮します。 ○エアコンの室外機は、安全性の面から排気の吹き出し方向に注意するなど、歩行者の安全や景観に配慮した配置とします。 ○日除けテントは、建築物との一体性やまちなみとの調和など、違和感のないデザインとするとともに、歩行者の通行の妨げとならないように配慮します。 ○ごみ集積所は、配置やごみの出し方に工夫して、景観を損ねないよう配慮します。 ○駐輪場を適切に設置し、まちなみの景観を損なわない配置やデザインとなるよう配慮します。</p>	<p>【外構】 ○外構計画は、隣接する敷地や道路など、周辺のまちなみとの調和を図った色調や素材とします。</p> <p>【緑化】 ○敷地内はできる限り緑化を図り、庭園のみどりと連続性を確保し、うるおいのある空間を創出します。 ○緑化にあたっては、庭園樹種と同一性のある樹種を選定します。 ○対象行為により、庭園内の重要な樹木及び湧水等に悪影響を及ぼさないようにします。 ○屋上緑化や壁面緑化を行い、都市におけるみどりの創出に積極的に寄与します。</p> <p>【附帯施設】 ○建築物に附帯する構造物や設備等は、建築物本体と調和を図り、庭園からの眺望を阻害しないものとします。 ○窓面の内側から広告物等を庭園に向けて表示しないようにします。</p>	<p>【外構】 ○外構計画は、隣接する敷地や道路など、周辺のまちなみとの調和を図った色調や素材とします。</p> <p>【緑化】 ○敷地内は、道路に面する部分の緑化を図り、沿道の緑との連続性を確保し、うるおいのある空間を創出します。</p> <p>【附帯施設】 ○建築物に付随する室外機などの設備機器等は、道路から直接見えないように設置位置を工夫するとともに、建築物との調和に配慮します。 ○駐車場・駐輪場は、配置やデザインについても配慮します。また、周囲に生垣等の緑化を行うなど、道路からの見え方にも配慮します。 ○廃棄物保管所は、配置や仕上げについて、まちなみとの調和に配慮します。</p>	
その他	○道路などの公共空間と連続したオープンスペース*の確保や、配置の工夫など、まちなみとの調和に配慮します。		【照明】 ○夜間の景観を落ち着きあるものにするため、過度な照明を隅田川に向けないようにします。	【照明】 ○夜間の景観を検討し、過度な照明を庭園側に向けないようにします。	【照明】 ○夜間の景観を落ち着きのあるものとするため、過度な照明を道路や中央公園に向けないようにします。
工作物	配置	○道路などの公共空間と連続したオープンスペースの確保や、配置の工夫など、まちなみとの調和に配慮します。	○道路などの公共空間と連続したオープンスペースの確保や、配置の工夫など、まちなみとの調和に配慮します。	○道路などの公共空間と連続したオープンスペースの確保や、配置の工夫など、まちなみとの調和に配慮します。	○道路などの公共空間と連続したオープンスペースの確保や、配置の工夫など、まちなみとの調和に配慮します。
	高さ・規模	【形態・意匠】 ○工作物の形態・意匠は、まちなみとの調和に配慮します。 ○擁壁は壁面緑化などにより、まちなみとの調和やうるおいの創出に努めます。 <p>【色彩】 ○色彩は、建築物の景観形成基準における色彩基準への適合を図り、まちなみとの調和に配慮します。強い色調は、アクセントとして用いるにとどめます。</p>	【規模】 ○まちなみに調和し圧迫感を感じさせないような隣棟間隔を確保し、長大な壁面の工作物とならないよう配慮します。	【規模】 ○まちなみに調和し圧迫感を感じさせないような隣棟間隔を確保します。 ○水上や遊歩道から見たときに圧迫感を感じる、長大な壁面の工作物とならないよう配慮します。	【高さ・規模】 ○工作物の高さは、庭園内部の主要な眺望点からの見え方をシミュレーションし、庭園からの眺望を阻害する高さや規模とならないように配慮します。 ○まちなみに調和し圧迫感を感じさせないような隣棟間隔を確保し、長大な壁面の工作物とならないよう配慮します。



項目	一般地区 (P.99～)	景観形成重点地区			景観方針地区
		①西が丘地区 (P.112～)	②隅田川地区 (P.121～)	③旧古河庭園地区 (P.129～)	④中央公園周辺地区 基準(原案)
形態・意匠・色彩	【緑化】 ○敷地内や壁面などを緑化することにより、まちなみとの調和やうるおいの創出に努めます。	【形態・意匠】 ○工作物の形態・意匠は、まちなみとの調和に配慮します。 ○擁壁は壁面緑化などにより、まちなみとの調和やうるおいの創出に努めます。 【色彩】 ○色彩は、建築物の景観形成基準における色彩基準への適合を図り、まちなみとの調和に配慮します。強い色調は、アクセントとして用いるにとどめます。	【形態・意匠】 ○工作物の形態・意匠は、まちなみとの調和に配慮します。 ○擁壁は壁面緑化などにより、まちなみとの調和やうるおいの創出に努めます。 【色彩】 ○工作物の色彩は、建築物の景観形成基準における色彩基準への適合を図り、まちなみとの調和に配慮します。強い色調は、アクセントとして用いるにとどめます。	【形態・意匠】 ○工作物の形態・意匠は、庭園景観に調和した落ち着きのあるものとなるよう配慮します。 ○壁面を分節化するなどの工夫をし、庭園から眺望できる部分が長大な面積とならないように配慮します。 ○擁壁は壁面緑化などにより、まちなみとの調和やうるおいの創出に努めます。 【色彩】 ○色彩は、建築物の景観形成基準における色彩基準への適合を図り、まちなみとの調和に配慮します。強い色調は、アクセントとして用いるにとどめます。	【形態・意匠】 ○工作物の形態・意匠は、周辺のまちなみとの調和に配慮します。 ○擁壁は壁面緑化などにより、周辺のまちなみとの調和やうるおいの創出に努めます。 【色彩】 ○工作物の色彩は、建築物の景観形成基準における色彩基準への適合を図り、まちなみとの調和に配慮します。強い色調は、アクセントとして用いるにとどめます。
公開空地・外構・緑化等	○まちなみとの調和に配慮した土地利用計画とします。 ○区画割りによって不整形な土地が生じる場合には、緑地や小広場として活用するなど、地域の良好な景観づくりに配慮します。 ○電線類は、できるかぎり道路を整備する際に地中化したり、目立たない場所に設置する等の工夫をします。	【緑化】 ○敷地内や壁面などを緑化することにより、まちなみとの調和やうるおいの創出に努めます。	【緑化】 ○敷地内や壁面などを緑化することにより、まちなみとの調和やうるおいの創出に努めます。	【緑化】 ○敷地内や壁面などを緑化することにより、まちなみとの調和やうるおいの創出に努めます。	【緑化】 ○道路沿いを中心に敷地内や壁面などを緑化することにより、まちなみとの調和やうるおいの創出に努めます。
開発行為	土地利用 ○大幅な地形の改変を避け、長大な擁壁や法面*などが生じないようにします。 ○擁壁や法面では、壁面緑化等を行うことにより圧迫感を軽減します。	土地利用 ○まちなみとの調和に配慮した土地利用計画とします。 ○区画割りによって不整形な土地が生じる場合には、緑地や小広場として活用するなど、地域の良好な景観づくりに配慮します。 ○電線類は、できるかぎり道路を整備する際に地中化したり、目立たない場所に設置する等の工夫をします。	土地利用 ○まちなみとの調和に配慮した土地利用計画とします。 ○区画割りによって不整形な土地が生じる場合には、緑地や小広場として活用するなど、地域の良好な景観づくりに配慮します。 ○区画は、オープンスペースや緑地が隅田川沿いのオープンスペースと連続的なものとなるように配慮します。 ○区画は、建築物等の配置が隅田川に顔を向けやすいものとします。 ○電線類は、できるかぎり道路を整備する際に地中化したり、目立たない場所に設置する等の工夫をします。 ○隅田川への歩行者の動線確保を努めます。	土地利用 ○まちなみとの調和に配慮した土地利用計画とします。 ○区画割りによって不整形な土地が生じる場合には、緑地や小広場として活用するなど、地域の良好な景観づくりに配慮します。 ○電線類は、できるかぎり道路を整備する際に地中化したり、目立たない場所に設置する等の工夫をします。	土地利用 ○周辺のまちなみとの調和に配慮した土地利用計画とします。 ○区画割りによって不整形な土地が生じる場合には、緑地や小広場として活用するなど、地域の良好な景観づくりに配慮します。 ○区画は、オープンスペースが道路などの公共空間や隣接するオープンスペースと連続的になるよう配慮します。 ○電線類は、道路を新たに整備する際に地中化したり目立たない場所に設置する等の工夫をします。
造成等		○大幅な地形の改変を避け、長大な擁壁や法面などが生じないようにします。 ○擁壁や法面では、壁面緑化等を行うことにより圧迫感を軽減します。	○大幅な地形の改変を避け、長大な擁壁や法面などが生じないようにします。 ○擁壁や法面では、壁面緑化等を行うことにより圧迫感を軽減します。	○大幅な地形の改変を避け、長大な擁壁や法面などが生じないようにします。 ○擁壁や法面では、壁面緑化等を行うことにより圧迫感を軽減します。	○大幅な地形の改変を避け、長大な擁壁や法面などが生じないようにします。 ○擁壁や法面では、壁面緑化等を行うことにより圧迫感を軽減します。

※入力上のお願い (入力例参考)  
\*「一般地区」と異なる基準の表記は、赤字表記してください。



中央公園周辺地区

# 景観まちづくりニュース

平成30年10月 第1号

＜発行＞

北区まちづくり部

まちづくり推進課

## 北区では、良好な景観まちづくりが進められています

### 景観法と景観計画とは？

平成16年に、美しい国土の形成などを目的として、「景観法」が制定されました。これにより「景観行政団体（景観法に基づいて具体的な施策を実施していく自治体）」となることにより、景観法に基づく「景観計画」を策定し、良好な景観づくりに向けた取り組みを行っていくための仕組みが整いました。

### 北区は、平成27年10月より、景観法に基づく北区景観づくり計画を運用

北区は、これまで以上に区の魅力を生かし、より実効性のある景観まちづくりを進めていくため、景観法に基づく景観行政団体となり、「北区景観づくり計画」を策定し、平成27年10月1日より運用を開始しています。



### 中央公園周辺地区の「景観形成方針地区」は「景観形成重点地区」へ移行検討

中央公園周辺地区は、「北区景観づくり計画」において良好な景観づくりに重要である景観として、地区固有の景観資源や景観特性を生かし、積極的な景観づくりを推進していくための「景観形成方針地区」に位置付けられています。

このたび、これまでの取組を踏まえ、特に良好な景観づくりを重点的に推進する「景観形成重点地区」への移行を考えています。

### ●中央公園周辺地区の景観特性とは…

公園や陸上自衛隊十条駐屯地、教育施設や集合住宅など、大規模な土地利用が大半を占めるこの地区は、公共施設等を中心にゆとりのある、みどり豊かな景観が形成されています。軍用地跡地に整備された中央公園、既存の赤レンガ倉庫を活かした中央図書館など、地区内の景観資源との調和に配慮した景観づくりを図るため、景観形成方針地区に定め、特性に応じた景観づくりを進めることが望ましい地区です。

#### 景観まちづくりの目標

- 1 みどり豊かでゆとりの感じられる景観を保全します。
- 2 うるおいのある景観を演出するため、緑化に努めます
- 3 景観資源と調和したまちなみの形成を図ります





## 中央公園周辺地区



## ～中央公園周辺地区における景観を考えよう！～

「北区景観づくり計画」において、北区全域に係る基本目標のもとに、骨格となる景観に関する方針と身近な景観に関する方針を定め、一般地区の景観に関する方針や景観形成基準と、特定地区の景観まちづくりの目標及び良好な景観づくりに関する方針や景観形成基準に反映しています。

特定地区のうち景観形成方針地区は、景観形成重点地区の候補地として、積極的に景観づくりを行っていく地区となっています。

今回、景観形成方針地区に指定されている中央公園周辺地区を景観形成重点地区に指定するため、『景観ワークショップ』を開催し、地域の景観に対する熟度を高めながら景観形成基準等を検討していくことを目的としています。

## 【第1回景観ワークショップ開催概要】

- 開催日 平成30年11月12日（月）
- 開催時間 14：00～16：30
- 会場 十条台ふれあい館 別館2階  
十条台地域振興室会議室  
（東京都北区中十条1-2-18）
- 内容（案）
  - ・中央公園周辺地区の景観まちづくり
  - ・景観形成重点地区指定の目的説明
  - ・まちあるきによる地域の点検
  - ・まちあるきの点検内容の共有 など

※当日は、30分程度まち歩きを行います。  
歩きやすい服装でお越しください。

## スケジュール

### 【景観ワークショップ】

第1回  
(11/12)

#### ◆中央公園周辺地区における景観を考えよう！

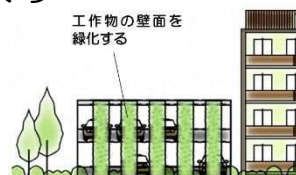
- ・中央公園周辺地区の景観まちづくり
- ・景観形成重点地区指定の目的説明
- ・まちあるきによる地域の点検
- ・まちあるきの点検内容の共有



第2回  
(1月上旬)  
平日夜間予定

#### ◆景観まちづくりのイメージを具現化しよう！

- ・中央公園周辺地区における景観まちづくりの目標の検討
- ・良好な景観づくりに関する方針の検討



第3回  
(3月中旬)  
平日夜間予定

#### ◆景観形成重点地区（素案）をチェックしよう！

- ・景観形成重点地区（素案）の確認・検討  
(対象区域/景観まちづくりの目標/良好な景観づくりに関する方針/景観形成基準/届出行為など)

(平成31年度～)

景観形成重点地区（案）の検討・関係各所との調整

#### ■区民への周知・意見募集

- 景観まちづくりニュースの発行
- 説明会の開催



景観形成重点地区の指定

#### ◆景観ワークショップに参加してみよう！

- ・景観ワークショップ開催にあたり、少数の公募を行います。  
上記スケジュールで3回とも出席可能な方。昼間、夜間の参加が可能な方。  
景観ワークショップに興味のある方、ぜひ参加してみませんか。  
参加される方は、裏面の連絡先に直接ご連絡頂くか、メールにてご連絡をお願い致します。

## これからの中央公園周辺地区の景観について考えてみませんか？

中央公園周辺地区では、長年にわたり地域の皆様によって培われてきた貴重な景観資源であふれています。

北区では、今後、地区固有の景観資源や景観特性を生かし、特に良好な景観づくりを重点的に推進する「景観形成重点地区」への移行を考えています。

このため、中央公園周辺地区の景観について、地域の皆様と一緒に考える「景観づくりワークショップ」を開催いたします。

皆様のご参加をお待ちしております。

**参加無料 抽選4名**

### ■日程

第1回 11/12 (月) 14:00~16:30

第2回 1月中旬頃予定

第3回 3月上旬頃予定

※第2・3回は、平日夜間を予定

### ■対象者

北区在住、在勤、在学の方で  
原則3回ともご出席できる方

### ■申込方法

下記、お問合せ先に直接ご連絡を頂くか、  
メールにてご送信下さい。

※メールの場合は、件名を「景観ワークショップ」として頂き、下記、必要事項を記載の上、ご送信をお願い致します。

### 必要事項

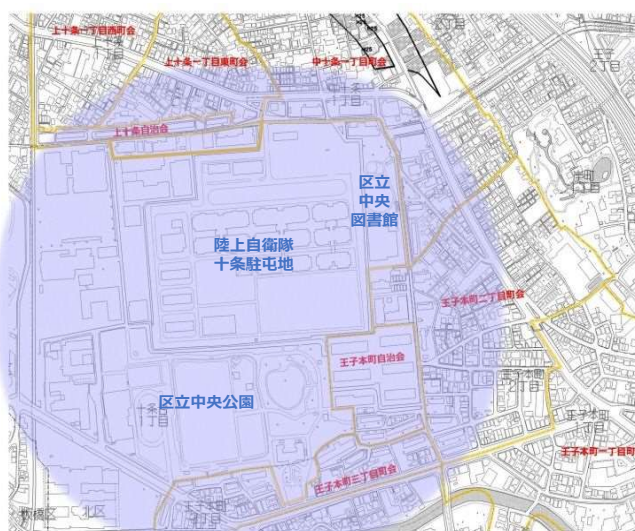
①氏名 (フリガナ)

②住所

③電話番号

④E-mail

### ■ワークショップ想定エリア



### ■会場

十条台ふれあい館 別館2階  
十条台地域振興室会議室  
(東京都北区中十条1-2-18)



**申込締切 10月31日 (水)**

### 【お問合せ先】

北区まちづくり部まちづくり推進課  
(第一庁舎7階5番窓口)

TEL 03-3908-9154

Mail machisuishin-ka@city.kita.lg.jp

**住めば、北区。**



中央公園周辺地区

# 景観まちづくりニュース

平成30年12月 第2号

＜発行＞

北区まちづくり部

まちづくり推進課

## 景観ワークショップ(第1回)を開催しました!

平成30年11月12日(月)に、中央公園周辺地区の景観づくりを考えていくための『景観ワークショップ(第1回)』を開催しました。その内容についてお知らせします。

### ～中央公園周辺地区における景観を考えよう!～



北区では、「北区景観づくり計画」において、北区全域に係る基本目標のもとに、景観に関する方針を定め、一般地区の景観に関する方針や、特定地区の良好な景観づくりに関する方針を定めています。

特定地区のうち景観形成方針地区は、景観形成重点地区の候補地として、積極的に景観づくりを行っていく地区となっています。

今回、景観形成方針地区に指定されている中央公園周辺地区を景観形成重点地区に指定するため、『景観ワークショップ』を開催し、地域の景観づくりに対する意識・気運を高めながら景観形成基準等を検討していくことを目的としています。

景観ワークショップ(第1回)では、まちあるきによる地域の観察やその内容の共有を行いました。

北区景観まちづくりの概要や景観形成重点地区による効果等を説明

#### 趣旨説明 景観形成重点 地区の説明

#### 2 景観まちづくりの事例紹介

■旧古河庭園周辺地区(景観形成重点地区)

○高さ



庭園内部の主要な観望点において、庭園からの眺望を阻害する高さや規模にならないように配慮

古河庭園周辺  
地区での取組  
事例の紹介

#### まちあるきによる地域の 観察

まちあるきにより、地区の良い景観・課題のある景観を観察



#### 観察マップの 作成

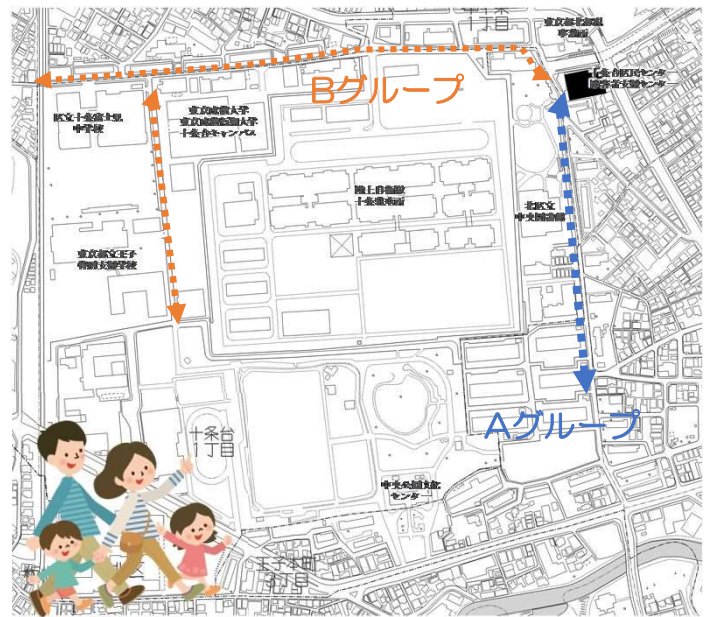
まちあるきをした際に気づいた内容のとりまとめ作業



# ●まちあるきによる地域の点検内容●

AグループとBグループの2つに分かれ、まちあるきによる地域の景観の現状を、以下の視点で確認しました。

項目	チェックするポイント
1 配置	建物等の間隔/空間の連続性/壁面の位置
2 高さ・規模	建物の高さの統一感/敷地のゆとり
3 形態・意匠	建物等材質の調和/外壁の工夫
4 色彩	隣接する色彩との連続性
5 外構等	物干し竿の位置/隣接する敷地や道路との調和
6 緑化	植栽の見え方/生垣/緑化
7 付帯施設	駐車場・郵便局の見え方/貯水槽や空外機の見え方
8 街灯のデザイン/照明の明るさ・色合い/路面舗装・ストリートファニチャー/屋外広告物	



当日、参加者から多くの意見が出ました！

## Aグループでの意見

- 台地の上で高い建物が少なく、広い空が確保され、眺望が良い。
- イチョウ並木等が沿道に植樹され、緑豊かな沿道空間を形成している。
- 柵等の緑化により緑豊かな空間に配慮されている。
- 樹木や植木等の管理が行き届いていないところがあるため、剪定や手入れを行ったほうがよい。
- 自衛隊の鉄塔が、空と調和した色彩を用いて工夫されている。
- 洗濯物が見えにくくなるよう、バルコニーの工夫が施されている。
- 沿道空間に路上駐車している自動車が景観を阻害している。(安全面からしても課題となりうる。)
- 突き当り等の箇所は、視線を集めることから、その範囲まで景観に配慮し、一体的な景観づくりを行ったほうがよいのではないかと。
- 広々とした空や沿道の樹木を活かした通りを形成するために、電線地中化を進めたほうがよい。
- 沿道の壁面をそろえれば、直線で見通しのよい沿道空間となるのではないかと。



# ● 観察マップの作成の様子 ●

意見を付箋に書き出して、  
観察マップを作成！



Aグループ



Bグループ

これらの意見を踏まえ、  
次回は、景観まちづくり  
の方針を検討します！



## Bグループでの意見

- ❑ 十条富士見中学校の建物やレンガ塀が、まちに落ち着きを与えている空間となっている。
- ❑ 中層のマンションが沿道からセットバックしており、建物と歩道の間が設けられ、圧迫感も少なく、ゆとりのある歩道空間となっている。
- ❑ 汚れにくく、メンテナンスの手間や費用のかかりにくい素材のフェンスを用いて、良好な景観が維持されている。
- ❑ 街路樹により、沿道の魅力を高め、緑豊かな空間を形成している。
- ❑ 路肩の低木内のごみや雑草が無秩序な印象を与えてしまっている。
- ❑ 通りに面して、むき出しの空調機やベランダに干してある洗濯物が、景観上、乱雑な印象を受けた。
- ❑ 駐輪場が通りから丸見えで、乱雑に駐車されている自転車が気になる。
- ❑ ガードレールやフェンス等の色彩の統一感がなく、色の一体感がうすれていた。
- ❑ 都営団地の建て替え等が生じた際、良好な景観を形成していくために、景観のルールを構築し、周囲と調和したものになってほしい。





## スケジュール

【景観ワークショップ】

清

第1回  
(11月12日)

### ◆中央公園周辺地区における景観を考えよう！

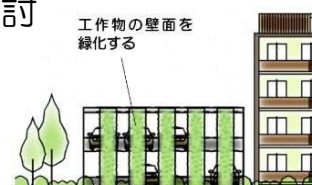
- ・北区景観まちづくりの取組や良い事例の紹介
- ・景観形成重点地区の指定目的の説明
- ・まちあるきによる地域の点検
- ・まちあるきの点検内容の共有



第2回  
(1月17日)

### ◆景観まちづくりのイメージを具現化しよう！

- ・中央公園周辺地区における景観まちづくりの目標の検討
- ・良好な景観づくりに関する方針の検討



第3回  
(3月中旬)

### ◆景観形成重点地区（骨子）をチェックしよう！

- ・景観形成重点地区（骨子）の確認・検討
  - ・景観まちづくりの取組を実現するための景観形成基準の方向性の確認・検討
- (対象区域/景観まちづくりに関する目標や方針など)

(平成31年度～)

景観形成重点地区（案）の検討・関係各所との調整

#### ■区民への周知・意見募集

○景観まちづくりニュースの発行

○説明会の開催

景観形成重点地区の指定

住めば  
北区 東京。

【お問合せ先】

北区まちづくり部まちづくり推進課（第一庁舎7階5番窓口）

TEL 03-3908-9154 FAX 03-3908-2244

Mail machisuishin-ka@city.kita.lg.jp



中央公園周辺地区

# 景観まちづくりニュース

平成31年2月 第3号

<発行>

北区まちづくり部

まちづくり推進課

## 景観ワークショップ(第2回)を開催しました!

平成31年1月17日(木)に、中央公園周辺地区の景観づくりを考えていくための『景観ワークショップ(第2回)』を開催しました。その内容についてお知らせします。

### ～中央公園周辺地区における景観を考えよう!～



北区では、「北区景観づくり計画」において、北区全域に係る基本目標のもとに、景観に関する方針を定め、一般地区の景観に関する方針や、特定地区の良好な景観づくりに関する方針を定めています。

特定地区のうち景観形成方針地区は、景観形成重点地区の候補地として、積極的に景観づくりを行って行く地区となっています。

今回、景観形成方針地区に指定されている中央公園周辺地区を景観形成重点地区に指定するため、『景観ワークショップ』を開催し、地域の景観づくりに対する意識・機運を高めながら景観形成基準等を検討していくことを目的としています。

景観ワークショップ(第2回)では、模型を用いて景観シミュレーションを行いながら、意見交換を行いました。

#### 趣旨説明 問題提起

中央公園沿道地区の景観まちづくりの目標や方針の共有/問題提起



(例)

樹木の高さを  
そろえる?!

どっちの景観  
が良いか?!

#### 模型による シミュレーション

模型を使って、どのような景観になるかシミュレーション



#### 方向性の 検討

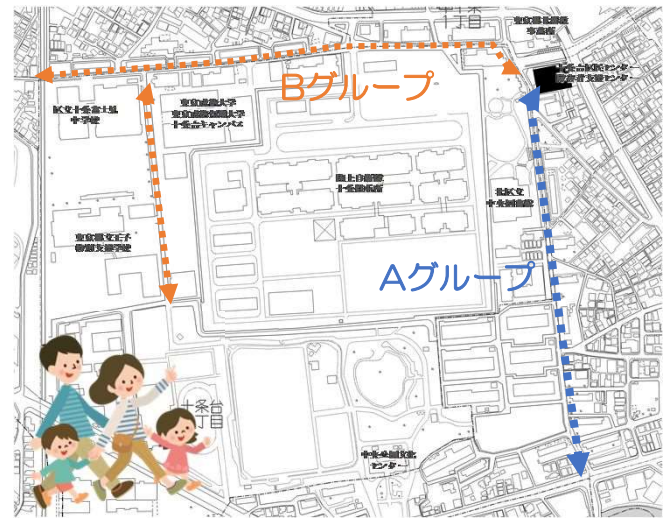
シミュレーションした結果をとりまとめ、景観まちづくりの方向性を検討



# ●シミュレーションによる良好な景観づくり●

AグループとBグループの2つに分かれ、第1回のまちあるきによる地域の景観の点検内容を踏まえ、どのように良好な景観づくりを実現していくことができるか、模型を用いて、シミュレーションし、意見をとりまとめました。

項目	シミュレーションするポイント
1 配置	建物等の間隔/空間の連続性/壁面の位置
2 高さ・規模	建物の高さの統一感/敷地のゆとり
3 形態・意匠	建物等材質の調和/外壁の工夫
4 色彩	隣接する色彩との連続性
5 外構等	物干し竿の位置/隣接する敷地や道路との調和
6 緑化	植栽の見え方/生垣/緑化
7 付帯施設	駐車場・駐輪場の見え方/貯水槽や室外機の見え方
8	街灯のデザイン/照明の明るさ・色合い/路面舗装・ストリートファニチャー/屋外広告物



## シミュレーションした意見【Aグループ】

### 配置

- セットバックし建物の前面が揃うとまちなみが美しくなり、ゆとりのある空間を確保することができる。
- 長大な建物は、分割してずらして配置することで圧迫感を抑えることができる。
- 建物の配置の向きが揃っているほうがきれいである。

### 高さ規模

- 建物の高さが高くなりすぎると、空が狭く感じ、空間にゆとりがなくなるため、5階建ての高さが望ましい。

### 形態意匠

- 地域の特徴である赤レンガを活用し、低層部だけでもレンガ調のまちなみを形成することができる、この地域らしい景観を形成することができる。

### 色彩

- 白系の建物は、汚れが目立つため、きれいな状態を維持する必要がある。

### 外構等

- 外構等にある工作物は、まちなみに乱雑な印象を与える可能性があるため、見えないように工夫した方がよい。

### 緑化

- 地区のまちなみを一体的に統一していくためには、樹木の連続性を確保するとよい。
- 高木ばかりになると、空が狭くなるため、低・中木等をうまく活用したらよい。
- 地区全体を緑豊かな空間とするために、戸建て住宅や集合住宅といった民地側での緑化の工夫を促し、連続した空間づくりを進める。

### 付帯施設

- 乱雑な印象を与える自転車駐輪場は、みどり等で隠すことにより、良好な沿道空間を形成することができる。

### その他

- 夜は、住民の生活が阻害されない程度に街路の明るさを確保する必要がある。

沿道から離して配置される



○配置についての検討

! どのような景観がよいですか?!

建物の高さがそろっている

模型を使って、建物を動かしたり、植樹したりして、様々なパターンでシミュレーションを行いながら、意見をとりまとめました。



○高さについての検討



### シミュレーションした意見【Bグループ】

#### 配置

- 沿道からセットバックして建物を配置し、あわせて緑化することで、ゆとりある空間を生み出すことができる。
- 建物が高いときは、セットバックして配置することで、圧迫感を抑えることができる。

#### 高さ規模

- 建替えの際、建物の高さを抑え、スカイラインを統一させ、通りの解放感を確保する。

#### 形態意匠

- 既存の白い建物や赤レンガ、みどり等に配慮し、周囲のまちなみとの調和を図る工夫を行った方がよい。

#### 色彩

- 現存する建物の色より、奇抜な色になると、まちなみの景観を阻害する恐れがあるため、現状の色合いとの調和を図る（茶・白・アイボリー系の色が適しているのではないか）。

#### 外構等

- 外構等にある工作物は、地域の景観を阻害する可能性があるが、厳しく規制をするのではなく、個々で配慮した暮らしを促していくことが求められる。

#### 緑化

- 歩行者がみどりを感ずることができるよう工夫を行い、潤いのある地域を実現していく。
- 樹木の高さや種類は揃え、まちなみの統一感に配慮する。一方、高木だと視線を遮る恐れがあることから、中木が適している。
- 花が咲く樹木があったほうが、季節感を感じることができてよい。

#### 附帯施設

- 沿道に立地した自転車駐輪場は乱雑な印象を与えることから、沿道から見えない場所に立地するなど、工夫を行う。
- フェンスや金網は落ち着いた印象を与える茶色系が望ましい。



これらの意見を踏まえ、次回は、景観形成重点地区（骨子）を検討します！

## スケジュール

### 【景観ワークショップ】

済

第1回  
(11月12日)

#### ◆中央公園周辺地区における景観を考えよう！

- ・北区景観まちづくりの取組や良い事例の紹介
- ・景観形成重点地区の指定目的の説明
- ・まちあるきによる地域の点検
- ・まちあるきの点検内容の共有



済

第2回  
(1月17日)

#### ◆景観まちづくりのイメージを具現化しよう！

- ・中央公園周辺地区における景観まちづくりの目標の検討
- ・良好な景観づくりに関する方針の検討



第3回  
(3月18日)  
14:00~

#### ◆景観形成重点地区（骨子）をチェックしよう！

- ・景観形成重点地区（骨子）の確認・検討
  - ・景観まちづくりの取組を実現するための景観形成基準の方向性の確認・検討
- (対象区域/景観まちづくりに関する目標や方針など)

(平成31年度~)

景観形成重点地区（案）の検討・関係各所との調整



#### ■区民への周知・意見募集

○景観まちづくりニュースの発行

○説明会の開催

景観形成重点地区の指定

住めば  
北区 東京。

#### 【お問合せ先】

北区まちづくり部まちづくり推進課（第一庁舎7階5番窓口）

TEL 03-3908-9154 FAX 03-3908-2244

Mail machisuishin-ka@city.kita.lg.jp



中央公園周辺地区

# 景観まちづくりニュース

令和元年6月 第4号

＜発行＞

北区まちづくり部

まちづくり推進課

## 景観ワークショップ(第3回)を開催しました！

平成31年3月18日(月)に、中央公園周辺地区の景観づくりを考えていくための『景観ワークショップ(第3回)』を開催しました。その内容についてお知らせします。

### ～中央公園周辺地区における景観を考えよう！～



区では、「北区景観づくり計画」において、北区全域に係る基本目標のもとに、景観に関する方針を定め、一般地区の景観に関する方針や、特定地区の良好な景観づくりに関する方針を定めています。

特定地区のうち景観形成方針地区は、景観形成重点地区の候補地として、積極的に景観づくりを行っていく地区となっています。

区では、景観形成方針地区に指定されている中央公園周辺地区を景観形成重点地区に指定するため、『景観ワークショップ』を開催し、地域の景観づくりに対する意識・気運を高めながら景観形成基準等を検討していく取組みを昨年から行っています。

今回開催した景観ワークショップ(第3回)では、これまでの検討内容を踏まえ、景観形成重点地区(骨子)案について、意見交換を行いました。

#### 趣旨説明 振り返り

第1～2回ワークショップでの意見の振り返り



#### 景観形成重点 地区(骨子)

景観まちづくりの取組を実現するための  
景観形成基準の方向性の検討



# ●第1～3回のワークショップの内容

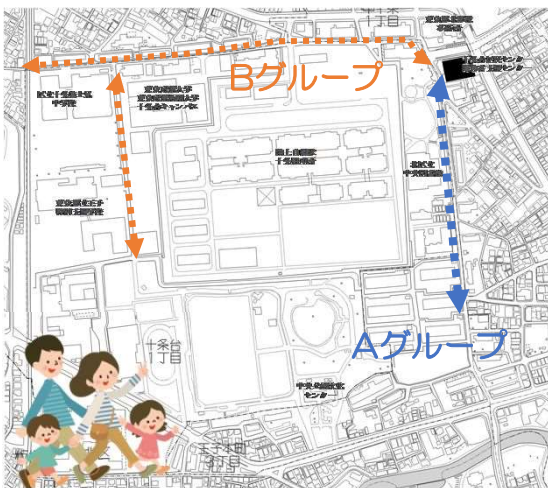
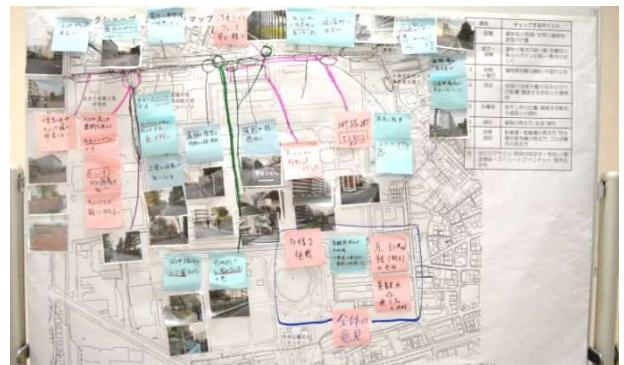
第1回  
(11月12日)

## ◆中央公園周辺地区における景観を考えよう！

- ・北区景観まちづくりの取組や良い事例の紹介
- ・景観形成重点地区の指定目的の説明
- ・まちあるきによる地域の点検
- ・まちあるきの点検内容の共有

AグループとBグループの2つに分かれ、まちあるきによる地域の景観の現状を、以下の視点で確認しました。

項目	チェックするポイント
1 配置	建物等の間隔/空間の連続性/壁面の位置
2 高さ・規模	建物の高さの統一感/敷地のゆとり
3 形態・意匠	建物等材質の調和/外壁の工夫
4 色彩	隣接する色彩との連続性
5 外構等	物干し竿の位置/隣接する敷地や道路との調和
6 緑化	植栽の見え方/生垣/緑化
7 付帯施設	駐車場・駐輪場の見え方/貯水タンクや室外機の見え方
8 街灯のデザイン/照明の明るさ・色合い/路面舗装・ストリートファニチャー/屋外広告物	



第3回  
(3月18日)

## ◆景観形成重点地区（骨子）案をチェックしよう！

- ・景観形成重点地区（骨子）案の確認・検討
- ・景観まちづくりの取組を実現するための景観形成基準の方向性の確認・検討  
(対象区域/景観まちづくりに関する目標や方針など)



第2回  
(1月17日)

◆景観まちづくりのイメージを具現化しよう！

- ・中央公園周辺地区における景観まちづくりの目標の検討
- ・良好な景観づくりに関する方針の検討

AグループとBグループの2つに分かれ、第1回のまちあるきによる地域の景観の点検内容を踏まえ、どのように良好な景観づくりを実現していくことができるか、沿道の模型を用いて、シミュレーションし、意見を取りまとめました。



沿道から離して配置される

○配置についての検討

！どんな景観がよいですか？！

建物の高さがそろっている

模型を使って、建物を動かしたり、植樹するなど、様々なパターンでシミュレーションを行いながら、意見を取りまとめました。



○高さについての検討



○樹木の高さについての検討

どっちの景観が  
良いか？！



模型を用いて、シミュレーションし、意見交換を行った内容を踏まえて、良好な景観まちづくりの取組を実現するための景観形成基準の方向性について、意見交換を行いました。そして、景観形成重点地区（骨子）案を取りまとめました。



○景観形成基準（案）

模型写真やイラスト等を用いて基準について意見交換を行いました。





## 今後のスケジュール

平成  
30  
年度

### 景観ワークショップの開催



景観形成重点地区（骨子）案

令和元  
年度以降

景観形成重点地区指定に向けた検討

景観形成重点地区（原案）の作成

説明会



景観形成重点地区（案）の作成

北区景観づくり計画の改定・景観形成重点地区の指定

住めば  
北区 東京。

【お問合せ先】  
北区まちづくり部まちづくり推進課（第一庁舎7階5番窓口）  
TEL 03-3908-9154 FAX 03-3908-2244  
Mail machisuishin-ka@city.kita.lg.jp

# 資料1-別添6

## 中央公園周辺地区の景観形成重点地区指定に関する説明会

日時：令和元年8月7日（水）19:00～20:00

会場：十条台ふれあい館 別館2階 十条台地域振興室会議室

参加者：10名

### 【プログラム内容】

開会

1. あいさつ
2. 景観形成重点地区指定に関する説明
  - ・景観まちづくりとは
  - ・これまでの検討の流れ
  - ・景観形成重点地区について
  - ・スケジュールについて

3. 質疑応答

閉会



### 【質疑応答の内容】

	質問	回答
1	これは条例なのか？条例を作って景観を保つという趣旨なのか？	北区景観づくり計画は、景観法に基づく北区の条例である。計画を定めることで、地区指定をし、その地区の計画を定めることができる。現在、中央公園周辺は、景観形成方針地区であるが、景観形成重点地区として定めることが今回の目的である。
2	対象の範囲については、公園の周辺のことを指しているのか？中は関わってくるのか？現在、中央公園南側は、近隣商業地域。日影権の関係で、10m以上の物はたっていないのではないのか？	現在工事中の物は、確認申請が終わっているため、現行の一般地区の基準が適用されている。今後建て替え等を4月1日以降に行う場合は、新たな基準に基づいた規制がかかる。
3	これは決定事項なのか？	本日の説明会の内容は、区の考えた原案である。この場であがった意見や10月にこの案に対する意見募集を行い、それをもとに修正を行っていく予定である。このように、諮問後にも検討していただく機会を設ける予定である。
4	土地の活用を考えた際に制限が厳しくなるのではないのか？また、景観を保全するために規制に合わせることで、補助金等の助成等はあるのか？	助成等は特にはない。ただし、新たにつくる生け垣には助成金があり、内容によって、一部助成がある場合もある。

5	規制によって、区民の意見が一方向的に妨げられるのではないかな？	みんな景観を良くしていこうと動きが、地域全体の価値が上がると考える。みんなで、一緒に協力して景観を作るものであり、制約をかけている、というイメージは持っていない。
6	景観形成方針地区から景観形成重点地区に、という住民の間での気運はあったのかな？	連合自治会から、都営住宅の跡地の開発にあたって、緑を守ろうという要望書があった事がこの取組の始まりである。
7	意見交換は誰が参加していたのかな？	周辺施設管理者、対象区域の自治会長等に声をかけ、そのほか一般の方に回覧や掲示板等を用いて募集を行った。しかし、一般の方からのWSへの参加はなかった。
8	景観形成重点地区範囲北側の、現況道路境界線から30mという切り方は、ちぐはぐではないかな？土地の一部に規制がかかるため、その後の売却の際に面倒ではないかな？	景観形成方針地区は、意見交換のもと、景観形成重点地区に格上げしようとした。中央図書館前の道路を拡幅する計画もある。また、上十条一丁目アパートのアパート機能を廃止し、土地利用転換するという機会があるため、このような地区指定に至ったものである。
9	この範囲は、景観形成方針地区に指定されている区域と同じなのかな？	景観形成方針地区は、あいまいなエリアとして指定していた。景観形成重点地区では、範囲を定める必要があることから、今回提示した範囲となっている。
10	景観形成方針地区と一般地区の基準は同じなのかな？	景観形成方針地区には、とくには基準を設けなくてもよい。景観形成重点地区に指定するにあたり、基準を設ける必要があるため、新たに基準を定めている。
11	先に定められている隅田川等の景観形成重点地区の基準と内容は異なるのかな？	中央公園周辺の基準を定める際に、旧古河庭園周辺など、似た地区の基準を参考にしている。
12	届出行為は、着工のどれくらい前にすればよいのかな？	確認申請の30日前には届出が必要である。
13	『レンガを利用しているまちなみとの調和に配慮する』、という文言はあいまいなのではないかな？レンガ調のタイルを貼れという事かな？耐久性が悪いのではないかな？レンガ調をあまり誘導しすぎない方がよいのではないかな？	ご意見として参考にさせていただきます。

以上

# 資料1-別添7

31都市政緑第346号

令和元年8月28日

北区まちづくり部まちづくり推進課長

坂本 大輔 殿

東京都都市整備局

都市づくり政策部景観担当課長

蓮見 修

(公印省略)

## 中央公園周辺地区の景観形成重点地区指定に伴う 北区景観づくり計画の変更に対する協議について（回答）

日頃より、東京都の景観行政に御理解、御協力を賜りありがとうございます。  
令和元年8月9日付31北まま第1446号により協議のありました「中央公園周辺地区の景観形成重点地区指定に伴う北区景観づくり計画の変更」について、下記のとおり回答いたします。

### 記

1. 意見の内容 なし

担 当

東京都都市整備局都市づくり政策部

緑地景観課 大瀧、南雲

電話 03-5388-3265



## 議事に関する資料

### (2) 新景観百選等の認定および中央公園周辺地区の景観形成重点地区の指定に伴う北区景観づくり計画の変更について

- 新景観百選等の認定に伴う北区景観づくり計画の変更  
について  
・ ・ 2-1
- 北区景観百選（1998年認定）位置図  
・ ・ 2-2
- 北区新景観百選等（2019年認定）位置図  
・ ・ 2-3
- 景観づくりニュース 第5号  
・ ・ 別添1
- 中央公園周辺地区の重点地区指定に伴う北区景観づくり計画の変更  
について  
・ ・ 1-2のとおり

# 新景観百選等の認定に伴う 北区景観づくり計画の変更について

## 1 主 旨

区民や事業者等の景観づくりへの機運を醸成するとともに、北区の観光資源としての魅力を発信することを目的に、景観づくりに重要な景観資源を選定するため景観投票を実施し、北区新景観百選等を認定した。地域の特性を生かした景観づくりを推進するために、新景観百選等に認定された景観資源を「北区景観づくり計画」に掲載する。

## 2 経 過

平成 29 年 2 月 第 3 回北区景観づくり審議会

新景観百選の認定及び新景観百選検討会の設置について

平成 29 年 6 月～9 月 候補地募集

【募集状況】応募者数 437 名、応募件数 648 件（341 箇所）

平成 30 年 2 月 第 4 回北区景観づくり審議会

新景観百選検討会を経て候補地を選定（277 箇所）

平成 30 年 6 月～10 月 景観投票の実施

【投票状況】投票者数 6,165 名、26,347 票

平成 31 年 3 月 第 5 回北区景観づくり審議会

新景観百選検討会を経て新景観百選等を選定

令和 元年 7 月 新景観百選等の認定

## 3 今後の予定

令和元年 10 月 北区景観づくり審議会への諮問

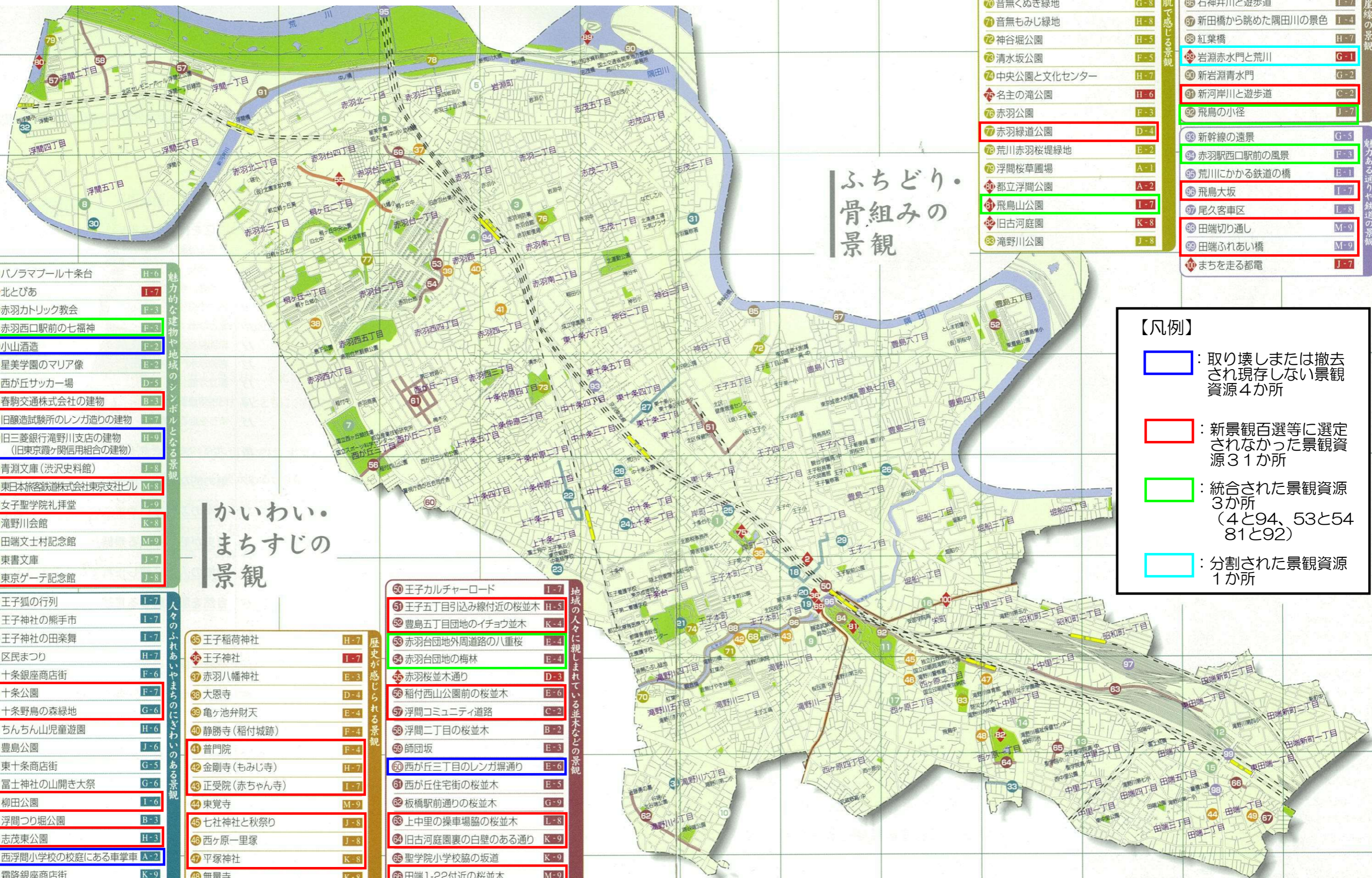
11 月 北区都市計画審議会へ意見照会

令和 2 年 1 月 第 7 回北区景観づくり審議会（答申）

4 月 北区景観づくり計画の変更

# 北区景観百選（1998年認定）位置図

# VIEW 100 MAP



ふちどり・  
骨組みの  
景観

かいわい・  
まちすじの  
景観

- |    |                                 |     |
|----|---------------------------------|-----|
| 1  | パノラマプール十条台                      | H-6 |
| 2  | 北とびあ                            | I-7 |
| 3  | 赤羽カトリック教会                       | F-3 |
| 4  | 赤羽西口駅前の七福神                      | F-3 |
| 5  | 小山酒造                            | F-2 |
| 6  | 星美学園のマリア像                       | E-2 |
| 7  | 西が丘サッカー場                        | D-3 |
| 8  | 春駒交通株式会社の建物                     | B-3 |
| 9  | 旧醸造試験所のレンガ造りの建物                 | I-7 |
| 10 | 旧三菱銀行滝野川支店の建物<br>(旧東京電機信用組合の建物) | H-9 |
| 11 | 青淵文庫(渋沢史料館)                     | J-8 |
| 12 | 東日本旅客鉄道株式会社東京支社ビル               | M-8 |
| 13 | 女子聖学院礼拝堂                        | I-9 |
| 14 | 滝野川会館                           | K-8 |
| 15 | 田端文士村記念館                        | M-9 |
| 16 | 東書文庫                            | J-7 |
| 17 | 東京ゲーテ記念館                        | J-8 |
| 18 | 王子狐の行列                          | I-7 |
| 19 | 王子神社の熊手市                        | I-7 |
| 20 | 王子神社の田楽舞                        | I-7 |
| 21 | 区民まつり                           | H-7 |
| 22 | 十条銀座商店街                         | F-6 |
| 23 | 十条公園                            | F-7 |
| 24 | 十条野鳥の森緑地                        | G-6 |
| 25 | ちんちん山児童遊園                       | H-6 |
| 26 | 豊島公園                            | J-6 |
| 27 | 東十条商店街                          | G-5 |
| 28 | 富士神社の山開き大祭                      | G-6 |
| 29 | 柳田公園                            | I-6 |
| 30 | 浮間つり堀公園                         | B-3 |
| 31 | 志茂東公園                           | H-3 |
| 32 | 西浮間小学校の校庭にある車掌車                 | A-2 |
| 33 | 霜降銀座商店街                         | K-9 |
| 34 | 滝野川6-34にある井戸                    | H-9 |

- |    |            |     |
|----|------------|-----|
| 35 | 王子稻荷神社     | H-7 |
| 36 | 王子神社       | I-7 |
| 37 | 赤羽八幡神社     | E-3 |
| 38 | 大恩寺        | D-4 |
| 39 | 亀ヶ池弁財天     | E-4 |
| 40 | 静勝寺(稲付城跡)  | F-4 |
| 41 | 普門院        | F-4 |
| 42 | 金剛寺(もみじ寺)  | H-7 |
| 43 | 正受院(赤ちゃん寺) | I-7 |
| 44 | 東覚寺        | M-9 |
| 45 | 七社神社と秋祭り   | J-8 |
| 46 | 西ヶ原一里塚     | J-8 |
| 47 | 平塚神社       | K-8 |
| 48 | 無量寺        | K-8 |
| 49 | 与楽寺        | M-9 |

- |    |                 |     |
|----|-----------------|-----|
| 50 | 王子カルチャーロード      | I-7 |
| 51 | 王子五丁目引込み線付近の桜並木 | H-5 |
| 52 | 豊島五丁目団地のイチョウ並木  | K-4 |
| 53 | 赤羽台団地外周道路の八重桜   | F-4 |
| 54 | 赤羽台団地の梅林        | E-4 |
| 55 | 赤羽桜並木通り         | D-3 |
| 56 | 稲付西山公園前の桜並木     | E-6 |
| 57 | 浮間コミュニティ道路      | C-2 |
| 58 | 浮間二丁目の桜並木       | B-2 |
| 59 | 師団坂             | E-3 |
| 60 | 西が丘三丁目のレンガ塀通り   | E-6 |
| 61 | 西が丘住宅街の桜並木      | E-5 |
| 62 | 板橋駅前通りの桜並木      | G-9 |
| 63 | 上中里の操車場脇の桜並木    | I-8 |
| 64 | 旧古河庭園裏の白壁のある通り  | K-9 |
| 65 | 聖学院小学校脇の坂道      | K-9 |
| 66 | 田端1-22付近の桜並木    | M-9 |
| 67 | 幽霊坂             | M-9 |

- |    |               |     |
|----|---------------|-----|
| 68 | 音無さくら緑地と緑の吊り橋 | H-7 |
| 69 | 音無橋と親水公園      | I-7 |
| 70 | 音無くぬぎ緑地       | G-8 |
| 71 | 音無もみじ緑地       | H-8 |
| 72 | 神谷堀公園         | H-5 |
| 73 | 清水坂公園         | F-5 |
| 74 | 中央公園と文化センター   | H-7 |
| 75 | 名主の滝公園        | H-6 |
| 76 | 赤羽公園          | F-3 |
| 77 | 赤羽緑道公園        | D-4 |
| 78 | 荒川赤羽桜堤緑地      | E-2 |
| 79 | 浮間桜草園場        | A-1 |
| 80 | 都立浮間公園        | A-2 |
| 81 | 飛鳥山公園         | I-7 |
| 82 | 日古河庭園         | K-8 |
| 83 | 滝野川公園         | J-8 |

- |     |                 |     |
|-----|-----------------|-----|
| 84  | 飛鳥山から王子神社へかけての緑 | I-7 |
| 85  | 神谷水上バス発着場周辺     | H-4 |
| 86  | 石神井川と遊歩道        | I-7 |
| 87  | 新田橋から眺めた隅田川の景色  | I-4 |
| 88  | 紅葉橋             | H-7 |
| 89  | 岩淵赤水門と荒川        | G-1 |
| 90  | 新岩淵青水門          | G-2 |
| 91  | 新河岸川と遊歩道        | C-2 |
| 92  | 飛鳥の小径           | I-7 |
| 93  | 新幹線の遠景          | G-5 |
| 94  | 赤羽駅西口駅前の風景      | E-3 |
| 95  | 荒川にかかる鉄道の橋      | E-1 |
| 96  | 飛鳥大坂            | I-7 |
| 97  | 尾久客車区           | L-8 |
| 98  | 田端切り通し          | M-9 |
| 99  | 田端ふれあい橋         | M-9 |
| 100 | まちを走る都電         | J-7 |

- 【凡例】
- 取り壊しまたは撤去され現存しない景観資源4か所
  - 新景観百選等に選定されなかった景観資源31か所
  - 統合された景観資源3か所  
(4と94、53と54、81と92)
  - 分割された景観資源1か所

◆は、「北区を代表する景観10選」に選ばれています。

# 北区新景観百選等（2019年認定）位置図



◆ 北区を代表する景観 10選 2019  
 ● みんなでつくる北区景観百選 2019  
 ● 旧北区景観百選 (1998認定)  
 河川  
 公園・緑地  
 線路、道路等の景観資源

北区の景観百選の所在地を地区別にマップに示しています。学校や職場、自宅の周辺など、身近にある景観資源を訪れてみませんか。また、自分好みの景観を探してみませんか。

みんなで作る  
**北区景観百選2019**  
 ~すてき再発見 さがそう! 北区の魅力~  
 MAP

- 浮間地区** MAP
- 11 都立浮間公園 A-2
  - 12 浮間ヶ原桜草園場 A-2
  - 13 浮間二丁目の桜並木 B-2
  - 14 新河岸公園 (浮間子どもスポーツ広場) A-3
  - 15 浮間五丁目の桜並木 B-4
  - 16 浮間つり堀公園 B-4
  - 17 浮間からの富士山 C-3

- 赤羽東地区** MAP
- 18 荒川にかかる鉄道の橋 E-2
  - 19 北区・子どもの水辺 F-2
  - 20 荒川赤羽桜堤緑地 F-2
  - 21 岩淵橋 G-2
  - 22 八雲神社 G-2
  - 23 旧岩淵水門 (赤水門) H-2
  - 24 北区花火会 I-2
  - 25 荒川 I-1
  - 26 岩淵水門 (青水門) I-2
  - 27 赤羽一番街 G-4
  - 28 赤羽馬鹿祭り G-4
  - 29 赤羽駅東口広場のイルミネーション G-4
  - 30 カトリック赤羽教会 H-4
  - 31 赤羽公園 H-4
  - 32 北清掃工場と元気ぶらざ I-4
  - 33 赤羽体育館 J-4

- 赤羽西地区** MAP
- 34 星美学園のマリア像 E-3
  - 35 師団坂 F-3
  - 36 赤羽八幡神社と周辺の風景 F-3
  - 37 赤羽桜並木と赤羽台さくら並木公園 F-4
  - 38 赤羽台団地と季節の風景 F-5
  - 39 赤羽駅西口 G-4
  - 40 静勝寺 G-5
  - 41 亀ヶ池弁財天 F-5
  - 42 大恩寺 E-6
  - 43 赤羽自然観察公園とふるさと農家体験館 E-6
  - 44 赤羽スポーツの森公園競技場 E-6
  - 45 味の素フィールド西が丘 E-7
  - 46 国立スポーツ科学センター E-7
  - 47 西が丘住宅街の桜並木 F-6
  - 48 清水坂公園 H-6

- 王子東地区** MAP
- 49 東十条商店街 I-6
  - 50 神谷堀公園 J-6
  - 51 新田橋からの眺め K-5
  - 52 新豊橋 L-5
  - 53 (株)トンボ鉛筆本社ビル L-5
  - 54 コロキタ M-5
  - 55 隅田川 N-5
  - 56 豊島公園 L-7
  - 57 柳田小学校の土俵 L-7
  - 58 北とびあ K-8
  - 59 王子カルチャーロード K-9
  - 60 王子駅 K-9
  - 61 サンスクエア L-9
  - 62 梶原銀座商店街 M-8

- 王子西地区** MAP
- 63 十条銀座商店街・十条富士見銀座商店街 H-8
  - 64 富士神社・十条富士塚 (おふじさん) I-7
  - 65 篠原演芸場 I-8
  - 66 電車の見える風景 (東北横須賀踏切) J-7
  - 67 ちんちん山児童遊園 J-8
  - 68 パノラマプール十条台 J-8
  - 69 中央図書館 J-8
  - 70 名主の滝公園 J-8
  - 71 王子稲荷神社 J-8
  - 72 王子狐の行列 K-8
  - 73 中央工学校 STEP K-8
  - 74 王子神社とイチョウ K-9
  - 75 王子神社の熊手市 K-9
  - 76 王子神社の田楽舞 K-9
  - 77 音無橋と親水公園 K-9
  - 78 石神井川 J-9
  - 79 紅葉橋 J-9
  - 80 中央公園と文化センター J-9



- 滝野川西地区** MAP
- 81 飛鳥山公園の風景と飛鳥の小径 K-9
  - 82 区民まつり L-9
  - 83 飛鳥山3つの博物館 L-9
  - 84 春駒交通 (株) の建物 L-9
  - 85 青洲文庫と晩香廬 L-9
  - 86 まちを走る都電 K-9
  - 87 旧醸造試験所のレンガ造りの建物 K-9
  - 88 音無もみぎ緑地 J-9
  - 89 音無くもみぎ緑地 I-10
  - 90 稲荷湯 J-11
  - 91 滝野川六丁目にある井戸 I-11
  - 92 近藤勇と新選組隊士供養塔 F-11
  - 93 北谷端公園 I-11
  - 94 板橋駅前通りの桜並木 I-12
  - 95 南谷端公園 J-12
  - 96 西ヶ原みんなの公園 L-11
  - 97 滝野川公園 M-10
  - 98 無量寺 M-10
  - 99 10 日古河庭園 N-11
  - 100 霜降銀座商店街 N-11
  - 101 聖学院小学校脇の坂道 N-11
  - 102 聖学院小学校脇の桜並木 N-11
  - 103 女子聖学院礼拝堂 O-10
  - 104 田端駅前 P-11
  - 105 田端駅南口駅舎とその周辺 Q-11
  - 106 東覚寺 P-11
  - 107 平塚神社 P-11
  - 108 与楽寺 Q-11
  - 109 幽霊坂 Q-11
- 旧北区景観百選 (1998認定)** MAP
- 1 新河岸川 D-3
  - 2 浮間コミュニティ道路 B-3
  - 3 春駒交通 (株) の建物 B-4
  - 4 志茂東公園 I-4
  - 5 赤羽緑道公園 E-5
  - 6 稲村西山公園前の桜並木 F-7
  - 7 普門院 G-5
  - 8 柳田公園 K-8
  - 9 王子五丁目引込み線付近の桜並木とサカサネ東京王子 J-7
  - 10 豊島五丁目団地のイチョウ並木 M-5
  - 11 神谷水上バス発着場周辺 J-5
  - 12 飛鳥山から王子神社にかけての緑 L-9
  - 13 十条野鳥の森緑地 I-8
  - 14 十条公園 H-9
  - 15 東書文庫 M-9
  - 16 東日本旅客鉄道 (株) 東京支社 P-10
  - 17 上中里の操車場脇の桜並木 O-10
  - 18 田端 1-22 付近の桜並木 Q-11
  - 19 七社神社と秋祭り L-9
  - 20 音無さくら緑地と緑の吊り橋 J-9
  - 21 田端文土村記念館 P-11
  - 22 正受院 (赤ちゃん寺) K-9
  - 23 平塚神社 M-10
  - 24 金剛寺 (もみじ寺) J-9
  - 25 田端ふれあい橋 P-10
  - 26 飛鳥大坂 K-9
  - 27 西ヶ原一里塚 L-10
  - 28 滝野川会館 N-10
  - 29 東京ゲーテ記念館 L-10
  - 30 田端切り通し P-11
  - 31 旧古河庭園裏の白壁のある通り N-11

- 滝野川東地区** MAP
- 74 尾久車両センター O-9
  - 75 東京新幹線車両センター O-10
  - 76 新幹線の遠景 Q-11

【凡例】      : 新景観百選等に新たに選定された景観資源 37か所



北区景観百選2019 決定記念イベントを開催します



「みんなで作る北区景観百選2019」などの決定に伴い、多くのみなさまに北区の景観について興味を持っていただくため、記念イベントを開催いたします。

「まちを走る都電、車窓から見える北区の景観」

- 開催日** 令和元年10月26日(土)
- 開催時間** 午後1時から午後5時
- 対象** 中学生以上の方(小学生以下は保護者同伴)
- 定員** 40名
- 主な内容** 集合場所:王子駅前公園(王子1-7)



講演講師紹介



北原 理雄 氏

千葉大学名誉教授、  
北区景観づくり審議会会長  
北区都市計画審議会委員、  
千葉県都市計画審議会会長、他

北区では平成6年の「北区都市景観づくり基本計画」や平成27年の「北区景観づくり計画」の策定に参加し、区民といっしょに魅力的な景観を育てるお手伝いをしてきました。

<第1部>  
都電に乗車し、車窓から北区の景観を楽しみます。

王子駅前(乗車) → 早稲田  
荒川車庫前(下車) ← (折り返し)

<第2部>  
講演「景観百選から魅力を考えよう」  
会場:昭和町ふれあい館第1ホール  
(昭和町3-10-7)

<第3部>  
「都電おもいで広場」の見学(荒川区西尾久8-33-7)(自由参加)  
※集合場所から王子駅前停留所、荒川車庫前停留所から昭和町ふれあい館、昭和町ふれあい館から都電おもいで広場の間の移動は、徒歩になります。

**参加申込方法** 下記の必要事項を記載して、往復はがき、FAXまたはEメールで申し込みください。  
申込は、<第1部>と<第2部>両方に参加出来る方に限ります。申込多数の場合は抽選となります。なお、申込は一人一回(1グループ1回)まで、1グループ最大5名までとさせていただきます。  
**申込締切 令和元年10月7日(月)まで(必着)**

- 【申込記載事項】**
- (1) 申し込む方の  
①郵便番号・住所 ②氏名(ふりがな) ③年齢 ④電話番号(FAX番号) ⑤メールアドレス
  - (2) 参加される方の  
①氏名(ふりがな) ②年齢
- ※ 往復はがきの返信用の表面には、申し込む方の住所・氏名をご記入ください。

**【申込先】** ☎114-8508(住所不要)都市計画課  
TEL:03-3908-9152  
FAX:03-3908-8336  
Email:kaihatsutyosei@city.kita.lg.jp

今回の景観百選選定にあたっては、みなさまからたくさんの候補地推薦の応募や投票をいただき、ありがとうございました。  
10月末(予定)にはガイドブック、マップも発行しますので、どうぞお楽しみに!  
※右の写真は昨年の区民まつり王子会場での投票の様子です。



編集後記

令和元年9月20日発行 北区 まちづくり部 都市計画課 開発調整担当  
TEL:03-3908-9152 / FAX:03-3908-8336 / Email:kaihatsutyosei@city.kita.lg.jp / ホームページ: http://www.city.kita.tokyo.jp/  
刊行物登録番号:31-2-40

みんなで作る北区の景観

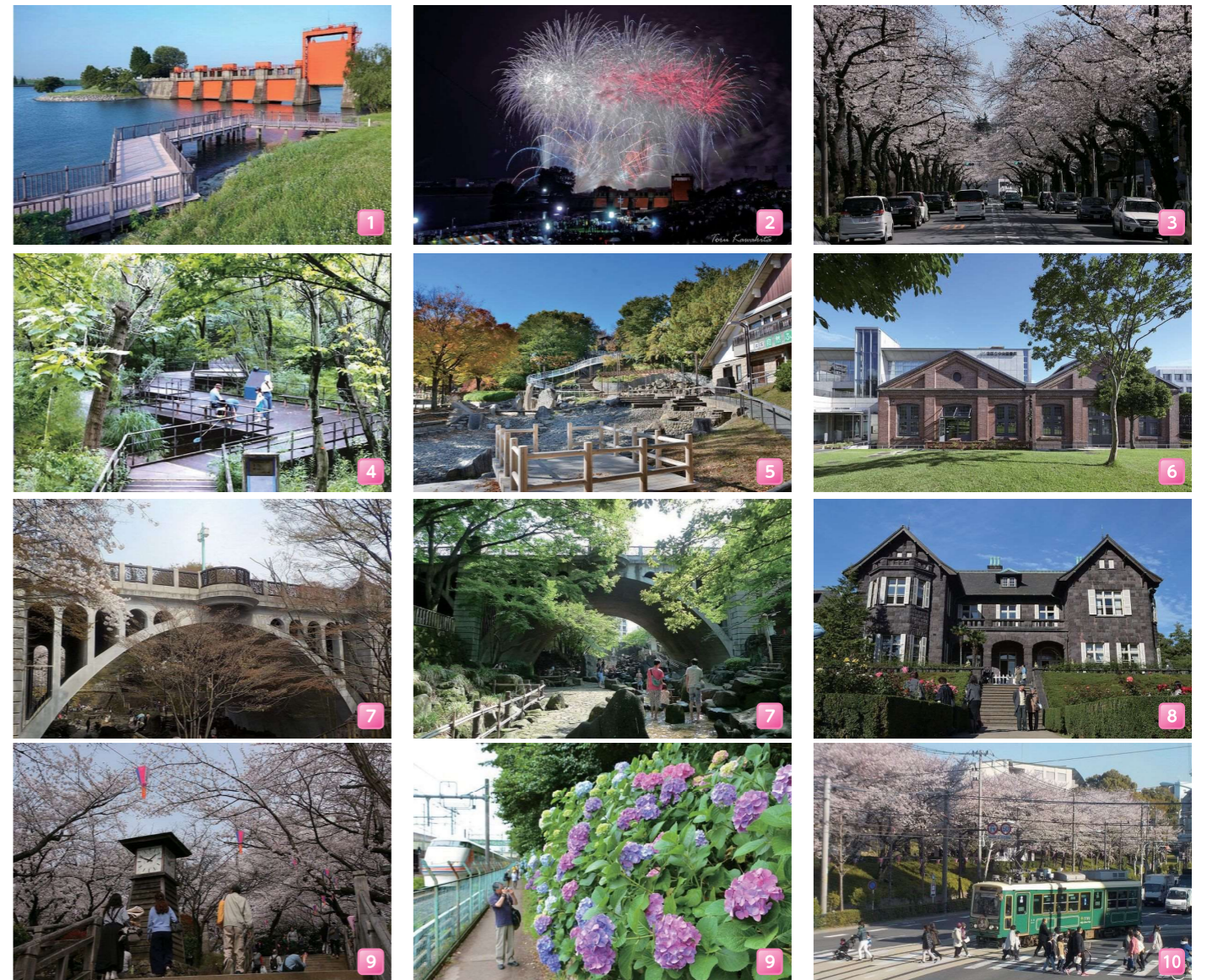
景観づくりニュース

「みんなで作る北区景観百選2019」が決まりました!

北区では、区民のみなさまの景観づくりへの感性を育むとともに、観光資源としての魅力を発信することを目的として、平成28年度から「みんなで作る北区景観百選2019」選定事業を行ってまいりました。29年度に候補地推薦の募集を行い、候補地277か所を決め、30年度にみなさまからの投票をいただきました。

令和元年7月1日にその投票結果を基に「みんなで作る北区景観百選2019」を決定しました。「みんなで作る北区景観百選2019」に選ばれた100か所とともに「北区を代表する景観10選2019」、「こどもが選ぶ景観2019」を決定しました。

北区では、これらの結果を活かして、これからの景観づくりや魅力の発信を進めていきます。



※上記写真は「北区を代表する景観10選2019」です。

- 1 旧岩淵水門(赤水門):志茂5-41先
- 2 北区花火会:志茂5-41先
- 3 赤羽桜並木と赤羽台さくら並木公園:赤羽台4-17、赤羽北3-3~赤羽台3-18、19
- 4 赤羽自然観察公園とふるさと農家体験館:赤羽西5-2
- 5 清水坂公園:十条仲原4-2
- 6 中央図書館:十条台1-2-5
- 7 音無橋と親水公園:王子本町1-1先
- 8 旧古河庭園:西ヶ原1-27-39
- 9 飛鳥山公園の風景と飛鳥の小径:王子1-1
- 10 まちを走る都電:堀船3丁目から西ヶ原4丁目

「みんなで作る北区景観百選2019」「子どもが選ぶ景観2019」です。いずれも北区を代表する魅力的な場所や美しい風景です。実際に足を運んでみてはいかがでしょうか？

11 都立浮間公園	12 浮間ヶ原桜草園場	13 浮間二丁目の桜並木	14 新河岸公園 (浮間子どもスポーツ広場)	15 浮間五丁目の桜並木
16 浮間つり堀公園	17 浮間からの富士山	18 荒川にかかる鉄道の橋	19 北区・子どもの水辺	20 荒川赤羽桜堤緑地
21 岩淵橋	22 八雲神社	23 荒川	24 岩淵水門(青水門)	25 赤羽一番街
26 赤羽馬鹿祭り	27 赤羽駅東口広場の イルミネーション	28 カトリック赤羽教会	29 赤羽公園	30 北清掃工場と元気づらざ
31 赤羽体育館	32 星美学園のマリア像	33 師団坂	34 赤羽八幡神社と 周辺の風景	35 赤羽台団地と季節の風景
36 赤羽駅西口	37 静勝寺	38 亀ヶ池弁財天	39 大恩寺	40 赤羽スポーツの 森公園競技場
41 味の素フィールド西が丘	42 国立スポーツ科学センター	43 西が丘住宅街の桜並木	44 東十条商店街	45 神谷堀公園
46 新田橋からの眺め	47 新豊橋	48 (株)トンボ鉛筆本社ビル	49 ココキタ	50 隅田川
51 豊島公園	52 柳田小学校の土俵	53 北とびあ	54 王子カルチャーロード	55 王子駅

56 サンスクエア	57 梶原銀座商店街	58 十条銀座商店街・ 十条富士見銀座商店街	59 富士神社・ 十条富士塚(おふじさん)	60 篠原演芸場
61 電車の見える風景 (東北線井頭踏切)	62 ちんちん山児童遊園	63 パノラマプール十条台	64 名主の滝公園	65 王子稲荷神社
66 王子狐の行列	67 中央工学校STEP	68 王子神社とイチョウ	69 王子神社の熊手市	70 王子神社の田楽舞
71 石神井川	72 紅葉橋	73 中央公園と文化センター	74 尾久車両センター	75 東京新幹線 車両センター
76 新幹線の遠景	77 区民まつり	78 飛鳥山3つの博物館	79 青淵文庫と晩香廬	80 旧醸造試験所の レンガ造りの建物
81 音無もみじ緑地	82 音無くぬぎ緑地	83 稲荷湯	84 滝野川六丁目にある井戸	85 近藤勇と 新選組隊士供養塔
86 北谷端公園	87 板橋駅前通りの桜並木	88 南谷端公園	89 西ヶ原みんなの公園	90 滝野川公園
91 無量寺	92 霜降銀座商店街	93 聖学院小学校脇の坂道	94 聖学院小学校脇の桜並木	95 女子聖学院礼拝堂
96 田端駅前	97 田端駅南口駅舎とその周辺	98 東覚寺	99 与楽寺	100 幽霊坂

◆左記(11~55)の所在地です。

11 浮間2-31  
12 浮間2-30  
13 浮間2-3, 17~2-11, 12  
14 浮間4-27  
15 浮間5-1, 6~5-3, 4  
16 浮間5-4-19  
17 浮間3丁目  
(新河岸川周辺)  
18 赤羽3-14先  
19 赤羽3-29先  
(荒川河川敷)  
20 赤羽3-29先  
~岩淵町41先  
21 岩淵町23先  
22 岩淵町22-21  
23 浮間2丁目~志茂4丁目  
24 志茂5-41先  
25 赤羽1-61, 62  
~1-14, 16  
26 赤羽1丁目赤羽駅前、他  
27 赤羽1-1  
28 赤羽2-1-12  
29 赤羽南1-14  
30 志茂1-2  
31 志茂3-46-16  
32 赤羽台4-2-14  
33 赤羽台4-2, 3-13  
~4-1, 3-11  
34 赤羽台4-1-6  
35 赤羽台1・2丁目辺り  
36 赤羽西1-6辺り  
37 赤羽西1-21-17  
38 赤羽西1-29  
39 赤羽西6-15-19  
40 赤羽西5-2  
41 西が丘3-15  
42 西が丘3-15  
43 西が丘1丁目辺り  
44 神谷1-31, 東十条3-  
12~東十条4-1, 3-17  
45 王子5-28  
46 豊島7-33先  
47 豊島6-15先  
48 豊島6-10-12  
49 豊島5-3-13  
50 志茂5丁目~堀船4丁目  
51 王子6-3~豊島2-12  
52 豊島2-11-20  
53 王子1-11-1  
54 王子1-10  
55 王子1-10辺り

アスカルゴ  
※北区を代表する景観10選2019の「飛鳥山公園の風景と飛鳥の小径」の中から特に子どもから人気のあった「アスカルゴ」が「子どもが選ぶ景観2019」に選ばれています。

◆左記(56~100)の所在地です。

56 王子1-4-1  
57 堀船3-24, 40~3-20, 31  
58 十条中原2-7, 8  
~上十条2-24, 30  
59 中十条2-14-18  
60 中十条2-17-6  
61 東十条1-7, 19~岸町2-9  
62 岸町2-1先  
63 中十条1-5-6  
64 岸町1-15  
65 岸町1-12-26  
66 王子2-30(装束稲荷)  
~岸町1-12-26  
(王子稲荷神社)  
67 岸町1-7-19  
68 王子本町1-1-12  
70 滝野川4-34~堀船3-5  
72 滝野川4-1~3-88  
73 十条台1-2-1  
74 上中里2-45  
75 上中里2-44  
76 赤羽台4丁目  
~東田端1丁目  
77 王子1-1飛鳥山公園、他  
78 王子1-1-3, 他  
(飛鳥山公園内)  
79 西ヶ原2-16-1  
80 滝野川2-6-30  
81 滝野川4-2  
82 滝野川4-33  
83 滝野川6-27-14  
84 滝野川6-39  
85 滝野川7-8  
86 滝野川7-14  
87 滝野川7-3, 8, ~7-48, 49  
88 滝野川7-42  
89 西ヶ原4-51  
90 西ヶ原2-1  
91 西ヶ原1-34-8  
92 西ヶ原1-61, 63  
~1-54, 55  
93 中里3-14, 16  
~3-13, 西ヶ原1-8  
94 中里3-12, 14~3-12, 13  
95 中里3-12-2  
96 田端1-21  
97 田端1-22  
98 田端2-7-3  
99 田端1-25-1  
100 田端1-26, 28~1-25, 30

聖学院小学校周辺の坂道  
※「93 聖学院小学校脇の坂道」と「94 聖学院小学校脇の桜並木」とを併せて「聖学院小学校周辺の坂道」として「子どもが選ぶ景観2019」に選ばれています。

※選定地写真に★の表示があるものは、「子どもが選ぶ景観2019」(20か所)にも選ばれています。